



第26号

平成19年10月



<http://www.pa-kai.com>

目次

ご挨拶

- 1) P A会幹事長挨拶…………… 萩原康司……………
- 2) 日本弁理士会副会長挨拶…………… 稲葉良幸……………
- 3) 日本弁理士会常議員挨拶…………… 市東篤……………
- 4) 日本弁理士政治連盟副会長挨拶…………… 村田実……………
- 5) 日本弁理士クラブ幹事長挨拶…………… 大西正悟……………
- 6) 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶…………… 狩野彰……………
- 7) P A会協議委員長挨拶…………… 一色健輔……………

弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

- 1) 日本弁理士会副会長立候補挨拶…………… 福田伸一……………
- 2) 常議員立候補挨拶…………… 櫻木信義……………
- 3) 常議員立候補挨拶…………… 望月良次……………
- 4) 常議員立候補挨拶…………… 伊東忠重……………
- 5) 常議員立候補挨拶…………… 石渡英房……………

実務系委員会の活動状況

- 1) 特許委員会…………… 杉本由美子……………
- 2) 商標委員会…………… 井滝裕敬……………
- 3) ソフトウェア委員会…………… 市原政喜……………
- 4) バイオ・ライフサイエンス委員会…………… 清水義憲……………
- 5) 著作権・コンテンツ委員会活動報告…………… 中野圭二……………
- 6) 不正競争防止法委員会…………… 大島厚……………

幹事会作業部会の会務報告

- 1) 政策部会…………… 濱中淳宏……………
- 2) 庶務Ⅰ部会…………… 野田薫央……………
- 3) 庶務Ⅱ部会…………… 中隈誠一……………
- 4) 庶務Ⅲ部会…………… 井出正威……………
- 5) 会計部会…………… 越智隆夫……………
- 6) 人事部会…………… 三上結……………
- 7) 企画Ⅰ部会…………… 中野圭二……………
- 8) 企画Ⅱ部会…………… 穂坂道子……………

- 9) 研修部会.....市原政喜.....
- 10) 組織部会.....根本雅成.....
- 11) 中部部会.....中村知公.....
- 12) 会報部会.....田中勲.....

行事報告

- 1) 平成19年度P A会旅行会報告.....野田薫央.....

同好会活動報告

- 1) ゴルフ同好会.....石渡英房.....
- 2) 麻雀同好会.....杉本文一.....
- 3) テニス同好会.....平山洲光.....
- 4) スキー同好会.....田中勲.....
- 5) ボウリング同好会.....鈴木利之.....
- 6) 囲碁同好会.....小杉佳男.....
- 7) アウトドア同好会.....松田嘉夫.....
- 8) スクーバダイビング同好会.....中野圭二.....
- 9) ソフトボール同好会.....蔵合正博.....

新会員紹介.....

P A会運営資金にご寄付をいただいている先生方.....

叙勲・褒賞受章者（昭和37年以降）.....

P A会関係歴代弁理士会理事（大正5年～昭和30年）.....

P A会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和31年以降）.....

P A会会員歴代常議員（大正11年以降）.....

特許庁関係役員（昭和31年以降）.....

P A会会則・慶弔規定（平成16年3月改訂）.....

P A会入会申込書・住所変更届.....





PA会 幹事長挨拶

平成19年度PA会幹事長 萩原康司

平成19年2月1日をもちまして本年度のPA会幹事長に任命された萩原でございます。もとより浅学菲才の身ではありますが、できる限り役目を果たしていく所存です。ご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

ご高配のとおり、PA会は会員相互の親睦および福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的として大正11年に発足された団体であります。現在に至るまで既に85年を数え、長年に渡って日本弁理士会の役員・委員を多数輩出し、日本弁理士会の会務に対して多くの貢献をし続けて参りました。本年度も日本弁理士会役員として、副会長の稲葉良幸（いなば・よしゆき）会員、常議員として合計8名の会員、監事として1名の会員をPA会から輩出すると共に、日本弁理士会の委員会・付属機関の委員として、総勢200名近くの会員にご協力を頂いております。このような日本弁理士会への貢献も、PA会の会員間相互の親睦と協力による賜物であると考えております。

昨年暮れ、かような伝統のあるPA会幹事長の就任依頼が私に参りましたが、正直なところ当初は非常に困惑いたしました。というのは、果たして私に幹事長など務められるだろうかという不安があったからです。それでも、既に16年もの間お世話になっているPA会への思いもあり、また、依頼していただいた皆様に感謝し、せめて会員の親睦の手伝いぐらいはできるだろうと思い、幹事長就任を引き受けさせていただきました。

長い歴史のあるPA会の幹事長を務めさせていただいたことは、私のこれからの人生においてきっと貴重な経験になるのであらうと信じます。また、PA会の幹事長になったお陰で素晴らしい先輩方や仲間と今まで以上に深く知り合えたことに感謝いたしております。皆様方には、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、「せめて親睦ぐらいは」との思いで引き受けた幹事長ではありますが、本年度の幹事会運営

にあたっては、なるべく若手の先生方に幹事会メンバーをお願いいたしました。

振り返ってみると、私が弁理士登録した平成3年頃は弁理士の数も3000人程度であり、弁理士同士の連帯感のようなものが自然に生まれてくる環境があったように思います。PA会の組織においても顔見知りの会員が少なくなく、幹事会や様々な会の行事にも参加しやすかった雰囲気が残っていました。

ところが最近は弁理士の数が急激に増加し、弁理士同士の連帯感もやや薄らいできているのではないのでしょうか。現在、PA会の会員は730名を越えようとしています。これは会派としては最大級の規模であり、また、長い歴史のあるPA会が、弁理士会を支える会派として重要な役割を負っていることは依然として変わっておりません。しかしながら、会員数が増えれば増えるほど、会派の纏まりが希薄になっているような感じを受けます。

そこで、本年度の幹事会立ち上げでは、作業部会幹事をなるべく若手の先生方にお願ひし、幹事会への積極的な参加を促すようにいたしました。今後も、若手の先生方にはより多く幹事会や種々の行事へ参加していただき、PA会の更なる活性化、発展を図って行って欲しいと望みます。

もちろん、若返りが良いばかりではありません。作業部会幹事を若手の先生方にお願ひしたために、幹事会経験の長い先輩方には負担をかけてしまっていることも事実であると思います。PA会の運営においても、未だに先輩方に頼りすぎている部分が多すぎるかも知れません。しかし、先輩方におかれましては、どうかご辛抱いただき、若手の育成にご協力くださるようお願いいたします。

私の幹事長任期も既に半年あまりが経過しようとしていますが、その間、色々と失敗もあり、皆様方からは大変貴重なご意見を頂戴いたしました。残す期間も少なくなりましたが、私なりに努力をしていく所存です。会員各位におかれましては、更なるバックアップをよろしくお願ひ申し上げます。



日本弁理士会副会長挨拶

ご挨拶

日本弁理士会副会長 稲葉良幸

1. はじめに

私が弁理士会副会長の職に就いて、おかげさまで5ヶ月が経ちました。弁理士会における会務に対する予備知識が乏しい状態でのスタートでありましたが、皆様のご指導、ご協力もあって、なんとか今日まで職務を遂行出来ました。ここに、副会長としての活動状況の簡単なご紹介とともに、日々の会務の中で気がついたことをご報告させていただきます。

2. 担当委員会等について

現在、私は弁理士会副会長として、国際活動センター、選挙管理委員会、意匠委員会、著作権・コンテンツ委員会、産業競争力推進委員会、不正競争防止法委員会、ならびにADR推進機構を担当しております。

○国際活動センター

国際活動センターでは、世界各国の関係機関との交流を通して、知的財産業務に関連する意見・情報の交換を行っております。本年度は、これまでに、米国知的財産権法協会（AIPLA）との交流会、韓国弁理士会（KPAA）との交流会、イタリア弁理士会（CICPI）との交流会がそれぞれ東京にて持たれました。以上三つの交流会については、既にJPAAGジャーナルにて会員に報告されております。また、今後、AIPLAアニュアルミーティング直前のプレ・ミーティング、英国弁理士会（CIPA）との交流会、中華全国専利代理人協会（ACPA）との交流会、AIPLAミッドウインター会合直前のプレ・ミーティングをそれぞれの地で予定しております。国際担当副会長として、これらの活動を通して世界各国関連機関の生の声を聞き、また日本における弁理士会の状況を伝えることによって、日本国弁理士会のあるべき姿を再確認することもあります。また、これら国際交流を通じて、日本国弁理士会の国際的な活動、ひいては個々の弁理士の国際的な活動が円滑に遂行でき

ることを望んでやみません。

○選挙管理委員会

本委員会では、審議委嘱事項の一つである「選挙運動に関するガイドライン」の見直しに着手し、「改訂選挙運動ガイドライン」を作成しました。この改訂ガイドラインは、執行役員会にて承認され、その説明会も終わりました。また、同ガイドラインはJAPPジャーナル6月号に掲載されました。現在、弁理士会における役員選挙規則改正について審議しております。最終報告書は本年12月末までに提出の予定です。

○意匠委員会

本委員会は、意匠法、著作権法、不正競争防止法等デザインの保護制度及び審査基準に加えて、意匠に関する国際条約に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。本年度は、「意匠法等の一部を改正する法律（平成18年6月7日法律第55号）」において、関連意匠制度（意匠法第10条）、秘密意匠制度（同第14条）等の大きな改正がございました。また本改正で、一定要件を満たす場合、画像を法上の意匠として取り扱うことも規定されております。これら改正は、何れも産業界からの強い要請によってなされたものであると言えます。よって、本委員会では、本改正によって生じるであろう実務上の問題点について、重点的に議論しております。また、本年度の事業計画に沿い、意匠登録出願代理に際して高度な出願代理業務とは何か、さらにはそのために弁理士は何をすべきかを検討し、その結果を答申する予定です。

○著作権・コンテンツ委員会

本委員会は、著作権制度全般に加えて、コンテンツの保護と利用に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、

および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。特に、著作権・コンテンツ保護のための業務を弁理士の周辺業務の一つとして確定するため、コンテンツの創作・流通の現場における弁理士の役割や、著作権ビジネスにおけるライセンスや譲渡契約における留意点について重点的に議論しております。

○産業競争力推進委員会

本委員会は、知的財産を通じて産業競争力を推進するための施策、日本企業の産業競争力を増進するための知的財産活動のあり方、および関税法等による水際取締りの検討等に関する調査研究を行っております。また、関連官庁、諸団体等に対する対応、および委員会内での調査研究成果物の内外への発表を行っております。近隣諸国において知的財産の保護に関する意識が高まりつつある昨今、日本および海外における模倣品対策のために調査研究し、関連官庁等と情報・意見を交換しつつ連携することが必要であります。とりわけ、中国を中心としたアジア諸国の国家機関、専門家団体等との情報交換、連携は急務であると考えられますので、模倣品対策、水際対策についてのデータベースの構築を行い、会員のみならず一般にも提供できるようにすることが必要であると考えております。

○不正競争防止法委員会

本委員会は、第一および第二の各小委員会からなっております。第一小委員会では、弁理士法改正に基づく「特定不正競争」の定義の拡大が我々弁理士の業務にそのように影響するか等の事項について、調査研究を行っております。第二小委員会では、不正競争防止法2条2項14号に規定する、信用毀損行為（営業誹謗行為）の取締りに関する諸外国法制等について、調査研究を行っております。また、最近の不正競争防止法に関する重要判決を委員会の期日毎に2件ピックアップし、参加委員で検討を行ったうえで記録しております。

○ADR推進機構

本機構は、日本知的財産仲裁センター事業支援、

ADR法制、および民事調停制度等の事項について、調査研究を行っております。「ADR法」とは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」を意味しており、裁判によらない紛争解決方法を広く指すものであります。本制度の活性化を図るためには、パンフレット配布、各種工業会への説明会の実施等の啓蒙活動の他に、中小企業・個人の紛争に重点をおいた意識調査等の実施が必要であると考えております。とりわけ、地方における本制度の活用・推進について早期に調査検討すべきでありますので、九州支部における日本知的財産仲裁センター支部設置に関する現地調査を行う予定であります。また、各支部において仲裁センターの活用を図るべく、研修を実施する予定です。

3. 執行役員会その他の会務

原則として毎週火曜日、午前10時から午後5時まで執行役員会が開かれ、会長、副会長、執行理事と事務局の方々とで議案を審議しております。今までのところ、審議を何度も重ねなければならないような複雑な議案はそれほど多くはなく、また中島会長の指揮監督のよろしきを得て、夜遅くまで審議しなければならないようなことはありません。その他、関連官庁、諸団体等との挨拶や会議、懇親会等に出席することが多くあります。

4. さいごに

以上ご報告させていただきましたとおり、弁理士会副会長としての会務は多岐に渡り、毎日が勉強の日々でございます。しかしながら、会務を通じ、弁理士の業務範囲の拡大がある程度達成されつつある近年、これからの新しい弁理士が、個人として、得意とする専門分野で新たなビジネスモデルを生み出し益々活躍できるような土壌作りにおいて、弁理士会が果たすべき役割の一端を担うことに幸せを感じるようにもなりました。これからも最大限の努力をさせていただき所存でございますので、皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。私からのご報告とさせていただきます。

以上





日本弁理士会常議員挨拶

常議員会活動報告

日本弁理士会常議員 市 東 篤

現在の常議員会は、会長、副会長、常議員及び執行理事で構成され、主に総会に付する議案に関する事項、綱紀委員会・審査委員会等の委員の選任に関する事項などを審議することとされ、いわば総会に先行して執行役員会（会長、副会長、及び執行理事で構成）の提案を十分に審議する審議機関として位置づけられています。

本年度は今までに2回の常議員会が開催され、4月11日開催の第1回常議員会では綱紀委員会、審査委員会の選任、5月8日開催の第2回常議員会では定期総会の議案事項（平成18年度の事業報告および決算、平成19年度の事業計画及び予算、執行理事の選任など）が審議されました。いずれの常議員会においても、常議員の質問および討議を経たうえで執行役員会の提案が承認されています。しかし、実際には審議すべき論点が常議員全体に共有されているとはいえず、同じような質問および討議が繰り返される傾向があり、必ずしも実質的な審議をするまでには至っていないようにも感じます。

常議員会で十分な審議をおこなうため、現在の常議員会では開催前に予め執行役員会案の事前説

明会が行なわれています。また本年度は、常議員会内に4つの審議委員会と調整委員会とが設置され、会務運営上とくに重要な事項について各常議員が理解を深めた上で審議する運営方針がとられています。今までの2回の常議員会では審議委員会の実質的開催はされていませんが、本年度後半には弁理士法改正に伴う会則・会令の改正などの重要な事案が審議対象となることから、審議委員会や事前説明会を通じて議論すべき問題点をもう少し整理し、常議員会で実質的な審議を十分に行なう体制を整える必要があるように思います。

他方で、現在の常議員会には執行役員会の会務を監査する権限などが与えられていないことから、調整委員会内に常議員会制度見直しWGが立ち上がり、執行役員会から常議員会への会務報告会の開催、執行役員と常議員を分離する組織構成の変更、常議員会の権限の見直しなどが進められています。権限の見直しなどは今後議論していく必要がありますが、せつかく全国から常議員が集まる常議員会を有効に活用するためにも、会務報告会の開催などは早急を実施する必要があるように思います。

以上





日本弁理士政治連盟副会長挨拶

弁政連に復帰して

村田 実

私自身の弁政連（日本弁理士政治連盟）の活動は、渡辺望稔先生が弁政連会長をしていた時代が始まりです。その後、日本弁理士会の副会長のように弁政連を担当し、その延長で、森哲也先生が弁政連会長のように弁政連副会長を努めました。

今年、久しぶりに、副会長として弁政連に復帰することになりました。これまでの数年間は、殆ど弁政連に関与していなかった関係上、浦島太郎の気分です。

本年度は、牛木新会長が誕生し、活動方針も今までとは大きく変更されようとしています。特に、本会（日本弁理士会）との共同歩調ということに重点をおいて活動するようです。弁政連の歴代会長経験者の多くが、実質的に弁政連の活動に関与しなくなった状況ともなっており、活動の継続性という点で不安がなくもありません。

私は、政策担当になりましたが、なにぶんにも久しぶりの弁政連なので、問題点の所在から手探り状態です。そのような中、我が国の司法改革や知的財産戦略に大きな影響を与え、その中で種々

の面で我々弁理士の立場を強化して頂いた保岡興治衆議院議員を今後も強固に支援すべく、その支援団体を正式に政治団体として発足させることになりました。本会報が皆様のお手元に届くころには、「知的財産政策研究会」という名称でもって（通称「保岡興治議員を支援する弁理士有志の会」）、総務省への届け出が完了しているものと思われま。す。「知的財産政策研究会」には、P A会の先生も数多く会員として参加して頂ければと思っています（会費が必要になりますが、政治資金の積極的な支援ということで、御理解頂きたいと思います）。

弁政連の新執行部と旧執行部との活動方針の若干の相違によって、とまどう面も多々ありますが、なんとか1年間、弁理士の地位の維持と向上に向けて努力していきたいと思っています。

弁政連の活動に関しまして、P A会の先生方の絶大なるご支援、ご協力をお願いする次第であります。

以上





日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成19年度日本弁理士クラブ幹事長としての報告 「対話と協調」進むべきは同じ道

日本弁理士クラブ幹事長 大西 正 悟

PA会からの推薦を受けて、昨年度（平成18年度）の日本弁理士クラブ政策委員長を仰せつかり、本年度（平成19年度）は日本弁理士クラブの幹事長を仰せつかっております。

本年度の日本弁理士クラブ幹事会は、2007年1月の日弁新年会でご挨拶をさせて頂き、2月1日に前年度日弁幹事会（幹事長：奥山尚一先生）からバトンを受け取って正式にスタートしましたが、既に半年以上が経過しました。今年度日本弁理士クラブ幹事会は、副幹事長として、青木篤先生（春秋会）、狩野彰先生（PA会）、丸山幸雄先生（南甲弁理士クラブ）、鈴木一永先生（無名会）、榎本英俊先生（稲門弁理士クラブ）という例年通りの所属5クラブから推薦頂いた先生方に加えて、庶務担当として杉本由美子先生（PA会）に副幹事長として加わって頂き、10名の幹事の先生方に加えて総勢17名で構成されております。さらに、日本弁理士クラブ政策委員長の栗原史生先生と、日弁60周年記念事業実行委員長の清水善廣先生にも幹事会に参加して頂いております。

今年度は「対話と協調・進むべきは同じ道」というスローガンを掲げ、弁理士連合クラブ、西日本弁理士クラブとの協調を図り、弁理士法の改正等、種々の事項について、日本弁理士会のサポートを行うという方針で望んでおります。幸いなことに、弁理士連合クラブの川久保新一幹事長および西日本弁理士クラブの山本宗雄幹事長は以前から良く知って気心が知れた人ということもあり、現在まで緊密な情報交換を行いつつ、スムーズに進んでおります。

このような「対話と協調」というスローガンの下、いままで行っていたことがなかった弁理士連合クラブとの合同旅行が実現しました。この旅行は、2月頃に弁理士連合クラブの川久保幹事長と軽い気持ちで「旅行会を合同でやりましょうか」と話したことがきっかけですが、これがあれよあれよと進んで、6月23～24日にかけて群馬県水上温泉への合同旅行となったものです。今回の企画は日

本弁理士クラブとして過去に例がない合同旅行であったので、第2回の日弁幹事会を所属5クラブの幹事長を交えた拡大幹事会として各クラブの見解を求めた結果、全クラブともに異議がなく合同旅行にゴーサインを頂きました。

旅行会当日は、日本弁理士会会長の中島淳先生からの要請で午後2時から3時半まで三派懇談会を開いて「弁理士法改正で盛り込まれた名義貸し禁止規定、弁理士政治連盟の人事および財政等」についての説明、議論を行うとともに、午後3時半から5時まで、昨年度の特許法等の改正について研修会を行い、夜に大宴会を開催するというスケジュールを進めました。お陰様で約120名の参加者の下、宴会での挨拶のときには反対側に座っている人が良く見えない程の盛況となりました。また、翌日には12組の合同ゴルフコンペも晴天に恵まれ、これも盛況のもとで行うことができました。残念ながら今回は合同開催とはなりませんでしたが、西日本弁理士クラブからは山本宗雄幹事長を初めとして大勢のゲスト参加を頂きました。PA会会員の皆様には多数のご参加を頂きましてありがとうございました。この紙面を借りてお礼申し上げます。

日本弁理士クラブは例年、特定侵害訴訟代理業務試験対策の研修会を答案練習会形式で行っておりますが、今年度はこれに加えて「試験対策説明会&過去問解析講座」を行いました。第1段の「試験対策説明会&過去問解析講座」は、第1回（7月10日）の「合格者による試験対策説明会」を皮切りに、第2回（7月13日）～第4回（8月24日）の「過去問解析講座」を青和特許法律事務所の弁護士「山口健司」先生に講師をお願いして、約2週間に一回のペースで行なわれました。第2段の「答案練習会」は、例年通り、弁護士の窪田英一郎先生に講師をお願いして、9月5日に第1回「特許法関連模擬答練」、9月18日に第2回「商標・不正競争防止法関連模擬答練」、10月2日に「小問、第1および第2回の模擬答練結果講評」というス

ケジュールで行われます。特定侵害訴訟代理業務試験も今年で第5回となりますが、P A会員の先生方も是非この研修会に積極的にご参加下さい。

日本弁理士クラブは今年が創立60周年という節目の年に当たり、9月28日（金）に60周年記念式典および祝賀会を開催致します。この会誌が皆さんのお手元に届くときには、既に終わっている筈ですが、昨年度の後半から「日弁60周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、清水善廣委員長の下、着々と企画立案を進めてきました。当日は、グランドプリンスホテル赤坂（旧名称：赤坂プリンスホテル）にて、5時から記念式典を行い、6時から祝賀会を行う予定です。60年前には私はまだ生まれておらず、それ程長い歴史を持つ日本弁理士クラブの還暦を盛大にお祝いしたいと思います。

秋には日本弁理士会の役員選挙があります。日本弁理士クラブは役員選出母体としての役割がありますが、今年も現在の中島淳会長が2年任期であるため、会長選挙は行われず、副会長、常議員および監事の選出のための選挙が行われます。こ

のため既に、村木清司先生を委員長とする協議委員会を発足させており、P A会を始めとして所属5クラブとの緊密な連携の下で、役員として相応しい人を候補者として推薦し、且つ、万全の選挙態勢で推薦候補者全員の当選を必ず果たすつもりでおります。現時点では、P A会からは副会長候補1名、常議員候補4名を推薦する予定と聞いております。これらの方々を含め、日弁からの候補者全員に対し、P A会会員全員の皆様の絶大なる協力および支援をお願い致します。なお、選挙が終わり全員の当選が確定した後には、その当選を祝う当選祝賀会を開催致します。

以上の行事に加えて、テニス大会、ボーリング大会も現在企画中であり、これらは別途通知しますので是非ご参加下さい。そして、1月の新年会兼日弁総会を持って、私の幹事長としての役割を終えさせて頂ける予定となっております。来年1月末までの約半年間ですが、P A会の会員の皆様には、これからもご協力をお願いすることが多いと思いますが、是非ともよろしくお願い致します。





日本弁理士クラブ副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 狩野 彰

平成19年年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせて頂き、およそ6ヶ月が経過しております。

初めに、本年度日本弁理士クラブ会務のために貴重なご意見及び有能な人材を多数ご提供ご協力して頂いておりますことにつき、P A会幹事長をはじめとして、P A会会員の皆様方に、この場を借りて、御礼申し上げます。

日本弁理士クラブ（略称「日弁」）は、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会、及びP A会の5つの会派から構成される弁理士のプライベートな組織であり、その規模は会員数2千名を超え、本年で60周年を迎えます。規模の面で最大会派であるとともに最も歴史のある会派です。もちろん日本弁理士会を人材面、政策面で強力に支える「大黒柱」のような存在であり続けています。

本年度の日弁の幹事長はP A会の大西正悟先生であり、構成5会派から1名ずつの副幹事長と、主に日弁幹事会の準備を担当していただくためにP A会から杉本由美子先生を加えて、副幹事長は総勢6名をもって、日弁の運営を行っています。

私の役割は、日弁幹事長を補佐する官房長官のような「庶務担当」の仕事から日弁幹事会の準備等の仕事を差し引いた諸々の雑事を執り行うことです。さらに、日弁一連合の合同旅行会を主担当することになりました。

そこで、日弁一連合の合同旅行会の企画から運営までについてご紹介して、P A会のフレッシュな会員に日弁に関心を持っていただきたいと思います。

弁理士のプライベートな会派として日弁のほかには弁理士連合クラブ（略称「連合」）と西日本弁理士クラブがあり、これらを「三派」と呼んでいます。例年、旅行会は、それぞれ、日程が重ならないように開催し、互いに来賓として他の会派をお

呼びしています。

本年度は、日弁幹事長と連合幹事長とのトップ会談の中で、「会話と協調を図る」等のため、合同で旅行会をやってみようじゃないかという案が生まれ、それぞれの幹事会に諮ったところ、反対意見がなかったことから、急遽、合同旅行会の企画、運営準備のために「打ち合わせ会」が4月ごろにスタートしました。

合同旅行会の他の理由としては、三派の旅行会には、それぞれの会派の幹部が他の会派に来賓として参加していたが、合同で開催することによって参加回数を減らし、良い意味で簡略化する狙いもあったように思えます。

「打ち合わせ会」には、日弁からは正副幹事長と担当幹事が参加し、ほぼ全員で議論しましたが、連合からは幹事長と担当副幹事長と担当委員会委員長が参加し、主として担当委員会委員長が意見を述べ、必要に応じて他の委員会（例えば会計委員会）の承認を後日もらうといった異なった会務運営スタイルを持っていることに気がきました。スタイルは異なっても、建設的な意見が多数出ました。その中で、日本弁理士会会長と三派幹部との政策的話題についての意見交換のために「三派懇親会」が2時から開催され、その後、特許法等の改正についての「研修会」が3時30分から開催されました。本年度の日本弁理士会会長が連合から送り出され、副会長の多くが日弁と連合から出ていることから、「三派懇親会」は実り深いものとなりましたが、多少時間が短かったように感じられました。また、特許法等の改正について最も熟知している実務系委員会の委員長が日弁の会員や連合の会員であったことから、すばらしい講師陣を用意することができ、受講希望者の数が多すぎて、着席できず資料だけでお帰り願った方々が出てしまいました。旅行の宴会の前に内容の充実したイベントを実行することができ、しかも例年より多くの方々が参加していただくことができたの

は、合同旅行会を開催することによって得られた成果の1つであると確信いたします。

水上温泉での合同旅行であるため、各種の温泉を楽しむことができ、日弁会員と連合会員との会話も進んだように感じました。

宴会は大広間を連ねた大きな広間に約130名が集まり、開催されましたので、端から端までが遠く離れていますので、端の方の顔がよく見えないような状態でしたが、日本弁理士会正副会長、西日本弁理士クラブ幹部、日本弁理士政治連盟会長をお迎えして、厳粛にかつ盛況に宴会が開催されました。もちろん、アルコールが増すほどに懇親が深まってゆきました。そのため、続いて行われた2次会も、会場を複数予約しておりましたが、すべて満員の大盛況でした。

翌日は、連合一日弁の合同ゴルフ大会が開催されました。名称も、運営主体も日弁と連合で前後逆として交互に行い、バランスを図りました。

合同旅行会は初めての企画であったため、反対された方もいらしたようです。それらのご意見も今後の日弁運営に生かして行きたいと思っております。次年度には、日本弁理士会の役員選挙等において、日弁と連合が激しく争うこともあるかと思いますが、会話や相互理解の路は、将来に渡っても、保ち続ける必要があるかと思っております。また、今回の合同旅行会が成功であったか否かのご判断も将来に委ねたいと思い、合同企画が日本弁理士会や弁理士の発展に少しでも繋がる礎になれば幸せに思っております。



PA会協議委員長挨拶

PA会協議委員長 一色健輔

「協議委員会って何なの?」、「どんな協議をするの?」この委員会がどのような活動をしている委員会なのか判らない人が多いと思います。私もそうでした。弁理士会の役員選挙が近づいてくると、この委員会が動き始めます。日弁(日本弁理士クラブ)を構成する会派(PA会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブ)から選ばれた委員が集まって、各会派の立候補者の選挙に関する協議を行います。これは、各会派における立候補者の人数の調整とか確認であったりします。

選挙をすると会派の活性化が図れるといった良い面もありますが、選挙になれば各会派とも相当なエネルギーと出費を伴いますので、不要な選挙は出来るだけ避けることが賢明だと思います。

弁理士会の役員選挙としては、会長、副会長、常議員および監事の選挙がありますが、普通、監事は定員をオーバーすることがありませんので選挙は行われません。会長選挙は2年毎にあります。今年は選挙のない年で、副会長と常議員のみの選挙になります。

副会長の職務は、弁理士法第63条に定められているように、「副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う」とあります。即ち、副会長は会長を補佐することがその職責でありますから、会長が会務を執行して行く上で、会長の手足となって補佐して行くことが要求されます。この点から、副会長としては弁理士会の会務に幅広い経験と知識を有することが望まれるわけです。

各会派は、選挙母体としての活動以外に、弁理士会の各種委員会の人選の際にその所属会員を推薦し弁理士会の円滑な会務の運営に寄与すると共に人材の育成の面でも多大な貢献を果たしています。そのような意味からも、会派の存在のものは

とても大きな意味を持っています。

既存の何れの会派にも属さずかつ会務経験が浅い人が副会長候補として立候補し、選挙で当選したとしても十分に会長の補佐をすることが出来ないのではないのでしょうか。

今年、PA会としては、以下の先生方を立候補者として推薦しております。

副会長候補として	福田伸一	先生
関東選挙区の常議員として	櫻木信義	先生
	望月良次	先生
	伊東忠重	先生
	石渡英房	先生

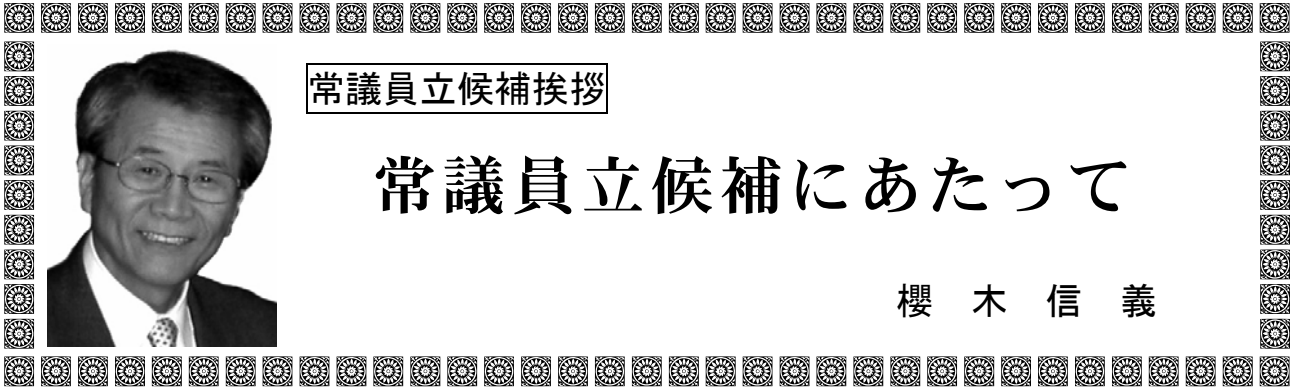
福田伸一先生は昭和62年に弁理士登録をされ、弁理士会委員会の委員長を2期、副委員長を6期、常議員を1期2年、執行補佐役を1期、執行理事を1期、その他にも各種委員会の委員を多年に亘って務められ、その弁理士会に対する貢献は多大なもので、弁理士会の会務に精通しております。

常議員候補の各先生も弁理士としての実務経験並びに弁理士会の各種委員会での会務経験も豊富で、弁理士会の中核となって活躍が期待される先生方です。

PA会として自信を持ってこれらの先生方を副会長候補及び常議員候補として強力に推薦しております。

PA協議委員会では、選挙になることを想定して、選挙対策として先ず常議員候補者4名の票割りを行います。PA会の会員は約700名おりますので、これを4で割りますと、一人当たり約175票となります。昨年、常議員選挙はなく副会長選挙のみが行われましたが、PA会推薦の副会長候補に実際投票していただいた方は約450名で、PA会全会員の約64%でした。

選挙になったときには、少しでも多くの得票を得られるように、候補者共々頑張りますので、会員皆様方のご支援をお願い申し上げます。



常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたって

櫻木信義

この度、P A会からご推薦をいただき、平成20年度の常議員に立候補させていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁理士登録は30年前の昭和52年ですが、P A会への入会は5年前の平成14年です。これは、弁理士登録後20年間は企業に勤めていたことによるものです。

以下簡単に自己紹介させていただきますと、昭和42年に総合電機メーカーに入社して特許部（現知的財産部）に配属され、特許ライセンス契約を担当したのが、特許との関わりの始まりでした。当時は、欧米先進企業に追いつき追い越せの時代でしたから、カウンターパテント創出のための“産めよ増やせよ”運動と教育、管理組織の整備などに携わりました。

弁理士登録後は、商標・意匠などの実務を担当しながら、デジタル著作権の顕在化に対応して、ソフトウェアやトレードシークレットの保護法対応や社内管理などにも携わり、半導体摩擦やITC訴訟攻勢の続いた時期にはワシントンD.C.に駐在して、CAFC設立などプロパテント時代のワシントンの興奮を肌で感じてきました。

量から質への転換期には、日本特許協会（現日本知的財産協会）で「知的財産部門のあるべき姿—量的拡大から質的拡充へ向けて—」の検討にも携わりました。

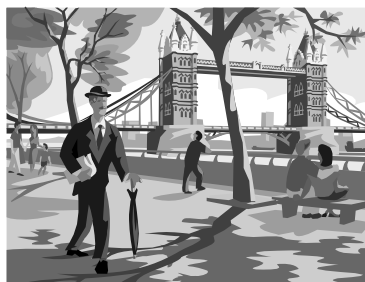
弁理士会の活動は、昭和62～63年に特許事務報

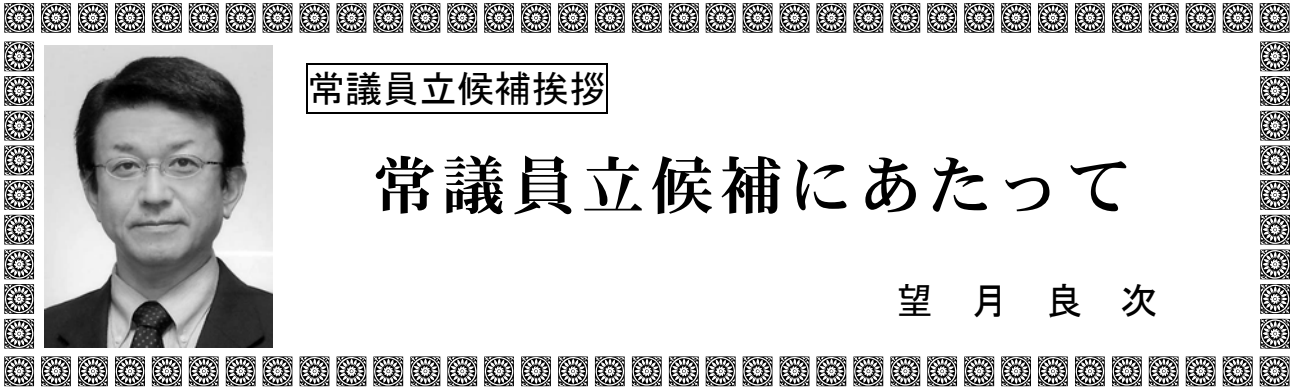
酬制度委員会に参加させていただいたのが最初です。今は廃止された会令第7号（標準報酬額表）に一部従量制が導入されたのは、私が弁理士会との協議の衝に当たる日本特許協会側の連絡窓口役を仰せつかっていたときのことで、今も忘れられない記憶として残っています。平成元年には、弁理士法改正特別委員会に参加させていただきました。」

会社退職後の平成14年に清水徹男先生の紹介でP A会に入会させていただいて、平成14～15年に商標委員会で、平成17～18年には意匠委員会で、いずれも法改正への対応に関わらせていただきました。

平成17～18年には業務環境委員会に参画させていただき、谷前会長のもとで、弁理士の報酬に関わる会則第17号と会令第80号の改正作業に携われたことは大きな喜びでした。今年は再度商標委員会に出させていただきます。

多様化の時代を迎えて、デザインやブランドの重要性がますます高まっております。また、足元を見ると、年々大勢の弁理士が誕生する現実があり、改正弁理士法の施行を間近にひかえて、弁理士や特許事務所をとりまく環境も激動の時代を迎えています。この変化の時代に対応していくにあたって、微力ながら、これまでの商標・意匠実務の経験や会社経験を生かすことができればと思っています。ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
(文書責任者：一色健輔)





常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたって

望月良次

この度、PA会のご推薦をいただき、平成20年度の常議員候補として立候補させていただくことになりました望月良次(モチヅキ リョウジ)です。どうか、よろしくお願い申し上げます。

立候補に際して、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、昭和34年(1959年)に山梨県で生まれました。昭和57年(1982年)に早稲田大学商学部を卒業、社団法人日本能率協会に入職、同協会総合研究所で主にマネジメント関係の産業統計をコンサルティングする業務に従事いたしました。この業務の中で、企業の経営戦略における知的財産の重要性と将来性を実感することができ、弁理士試験の勉強を開始いたしました。昭和60年(1985年)に合格、同年弁理士登録、翌年に特許事務所に入職いたしました。

特許事務所で主に商標に関する実務に従事する一方、受験指導機関で10年近く講座やゼミを担当する中で、さまざまな方々に接する機会を持つことができました。現在では、大手予備校が進出したため豊富な学習ツールが提供されていますが、当時は有志ゼミや特定の大学ゼミが中心となっていたため、教材を入手することから苦労しなければならない時代でした。そこで、受験時代に作成した自分のノートを「論文サブノート」「定義・趣旨集」として思い切って受験指導機関から刊行したところ、受験生の皆さまに予想外の好評をいただくことができました。当時知り合った方々が、弁

理士として私以上に立派にご活躍されている姿に接すると、今日でも大変嬉しく思います。

弁理士会会務では、平成3年、16年、17年に商標委員会、平成18年と19年に広報センターに参加させていただくことができました。

俗に10年一昔といいますが、私が弁理士登録をしてから20年以上を経過して、弁理士を取り巻く環境は大きな変化を遂げています。昭和60年年末の弁理士総数は2900人でしたが、平成18年年末には7061人と約2.4倍に急増しています。従来にはなかった多彩なタイプの人材が弁理士となることで知的財産分野の人材が大変豊かになったと感じていますが、その反面、実務経験が比較的少ない弁理士が多く発生することになり、実務研修をより強化する必要性はますます大きな課題であると考えます。また、弁理士数の急増に伴い、弁理士業務を補助する優秀な人材を確保する必要性が深刻化しています。NPOを通じて、微力ながら弁理士を補助する人材の教育にも関与させていただいています。

常議員の任務は、執行部をサポートすると共に、会員の皆さまの意見や要望を執行部に確実に伝える点にあると考えております。微力ながらこの任務を果たすことで、日本弁理士会の発展に少しでも貢献できるよう努力する所存ですので、皆さまのお力添えを心よりお願い申し上げます。

(文書責任者：一色健輔)



常議員立候補挨拶



常議員立候補にあたって

伊 東 忠 重

このたび、P A会よりご推薦いただき、平成20年度の常議員に立候補させていただくことになりました。どうぞ、宜しく願い申し上げます。

立候補にあたり、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、大学卒業後、電機メーカーの知的財産部に勤務し、退職後、平成7年度に弁理士登録致しました。その後、米国のロースクールにて米国の知的財産法を学び、修士(Master of Intellectual Property)を取得しました。

帰国後、機械メーカーの知的財産部に入り、グローバル知的財産チームリーダーとして企業の知的財産活動に携わっておりました。ここでの経験は非常に貴重で有意義なもので、発明発掘から権利行使・防御・ライセンスは勿論のこと、企業に居なければ経験できない沢山のことを学び、現在の弁理士としての活動に大変役にたっております。

平成13年に、上記メーカーを退職し、現在の特許事務所に入所しました。そして、平成15年～平成17年には、ワシントンDC近郊にある米国特許事務所に、弊所の米国駐在としてお世話になり、駐在赴任中に、米国パテントエージェントの試験に合格致しました。

弊所での現在の仕事は、日本企業の国内外の明細書作成及びプロセキューション、外国企業の明細書作成及びプロセキューションのほか、特許に係わる交渉や企業の顧問としてアドバイスの提供等、多岐に亘っております。

また、P A会のご推薦により、日本弁理士会の国際活動センターに2年間参加させていただいており、現在は同センターの外国情報部・米国グル

ープのサブリーダーとして、微力ながら日本弁理士会の会員の皆様への最新米国情報の提供活動に参加させていただいております。

さて、弁理士を取り巻く環境は、私が弁理士登録した当時に比べ大きく変化しており、政府は、日本経済の活性化・産業競争力の一層の強化に向け、知的財産立国を国家戦略として目指すと宣言しており、特許制度のもつ役割・意義は益々大きなものとなっております。

そして、社会が弁理士に求めるものも大きく変化しており、今やドメスティックな権利活動への貢献だけではなく、権利行使を含めたトータル且つグローバルな知的財産活動全般へのプロとしての貢献が求められ、弁理士はこれに対応できなければならないと考えます。

また、日本弁理士会に対する社会的ニーズも益々大きくなってきており、弁理士試験合格者の増加、特定訴訟代理の導入等、日本弁理士会もこれに対応してきており、今後も社会的ニーズに応えられるものでなければならないと思います。

このような環境の中、私のような浅学非才の若輩者が果たしてどこまでお役にたてるのか分かりません。しかしながら、企業での経験を踏まえ、そして、グローバルな視点をもって、先輩方のご経験に基づくご意見に十分に耳を傾けて、微力ながら日本弁理士会、ひいては社会に貢献できればと考えております。

P A会の皆様からのお力添えを賜りますよう、宜しく願い申し上げます。 以上

(文書責任者：一色健輔)





常議員立候補挨拶

常議員に立候補するにあたって

石 渡 英 房

このたび、PA会のご推薦をいただき、常議員に立候補することとなった石渡と申します。

最初に、ご推薦を受けたときはお断りしようかとも考えましたが、常議員は政策を語るというより、執行部の補佐あるいは監視機関であろうと考え、それならば、弁理士になって10年程度のキャリアであっても何とか務まるかもしれないと考え直し、ご推薦を受けることとしました。ご推薦をいただき、まことにありがとうございます。

まず、自己紹介をさせていただきます。私は、弁理士になろうと思ったきっかけは、会社員の頃でした。私は、旧川崎製鉄(株) (現JFE) に計算機や計測制御設備の設備部門のエンジニアとして8年ほど勤務し、その後、社内の異動で新規事業であるLSI関連部門に移り、そこで、さらに3年ほどエンジニアとして働いた後、LSI関連部門の企画管理部門に異動しました。つまり、エンジニアのキャリアとしてはおしまいになり、後は企画管理をなささいということになったわけです。

そうすると、企画管理はいわば事務部門ですので、自分の心の中にはぽっかり風穴があいたようであり、何か、今までの自分のキャリアを生かして、スペシャリストとなる道はないかなと考えるようになりました。

そのときに、前から知っていた弁理士という職業に興味を持つようになり、勉強を開始した次第です。最終的には、会社を辞めて受験をすることとして、平成9年に合格いたしました。

その後、機械系の事務所に入り、10年間、主に、機電の分野で仕事をしてきました。

諸先輩に比べればまだまだですが、ようやく、この仕事の面白さと怖さが分かってきた次第です。

さて、私は弁理士会の委員会活動については、登録後最初の3年間はどここの会派にも所属しなかったため、まったく何もませんでした。その後、大学の先輩である関先生のご指導を受ける機会が

あり、関先生にご推薦いただき、PA会に入会することとしました。

最初に所属した委員会は平成13年度の例規委員会でした。何も周りのことはわからず、ただ、委員会開催の日にできるだけ出席をするということで、1年が過ぎていきました。平成14年度は、希望して研修所に所属しました。研修は、弁理士としてやっていくにあたり必要不可欠なものであり、そのような研修活動に関与するのは面白そうだと思ったからです。研修所では、2つの部会に所属することが義務付けられていて、私は、基礎研修部と能力担保研修部に所属しました。研修所の委員会はなかなか忙しいところでしたが、外部、特に弁護士の方との接触が多く、知らない世界を見聞きすることも多かったので、楽しく活動することができました。特に、能力担保研修部は、弁理士として新しい分野のものであり、また同研修の志願者も多く、なるべく多くの方に研修を受けてもらうにはどうしたらよいかを考えながら現実的な制度設計をしていくという点で、興味深いものでした。研修所では2年任期を2回務めて計4年過ごさせていただきました。後半の2年は、能力担保研修部の部長をやらせていただき、担当副所長の指導のもと、研修所の運営の一端を担わせていただきました。事務所の事情もあって、平成18年には研修所の5年目の委員にはならなかったのですが、その年は日弁幹事のお役目をいただいて、日弁という会派の集まりで論じられる少し広い世界を知ることができました。そして、6年目はPA会の幹事会の一員として、また、ゴルフ同好会の幹事としても、過ごさせていただいています。

弁理士会活動は、弁理士としての自治を担うものであり、ともすると仕事だけとなりがちな弁理士ライフに、弁理士としての自覚と誇りをもたらしてくれるものだと思います。とはいいいながら、仕事が忙しくなると、とてもやってられないなどという気分にもなるのですが、諸先輩が築き上げて

きた自治の道を自分から放棄してはならないという思いで、活動をしてきました。

このたび、常議員の立候補をするにあたり、私自身に特に政策があるとは申せませんが、少なくとも、このような自治活動を継続し盛り上げていくことを考えていく必要があると思います。特に、最近弁理士登録をした若い弁理士の方に、ぜひ、こうした自治活動について参加していただけるように、会全体としても配慮し運営をしていく必要があると思います。現在、会員は急激に増加していますが、私が危惧するのは、ある種のサラリーマン化が進み、自治活動の意欲が衰えていくのではないかということです。このような職能集団において自治を放棄することは、集団としての自立性を失わせ、最悪の場合一部の権力者によって集団が支配されることにもなりかねません。

また、私どもの仕事は、サービス業である以上何らかの付加価値を加えることによって成り立つものであると思いますが、クライアントによってはその価値がなかなか評価しづらいものであるとともに、高度なサービスを求めるクライアントに対しても、常に、クライアントを上回る能力を発揮していく必要があると思います。そのためには、個々の研鑽が不可欠となりますが、業務を通して培うことが適切なものもあり、また、集中的な学習の場を設けることが適切なものもあります。ま

た、研修は、弁理士会の内部からの要請だけでなく、会外部からの要請もあり、これに対しては品質保証的観点から応えていく必要があると思います。これらのうち、集中的に行うことが適しているものについては、弁理士会として、内外のニーズにこたえるような研修制度を用意していけるとよいと思います。

さらに、弁理士会の内部だけの議論ではなく、弁理士会の外部にも弁理士が役に立つ職能集団であることを積極的にアピールすることも必要であると思います。

こうした観点から、常議員としては、執行部の提案を検討したり執行部の諮問に答えたりしていくことができればよいと考えています。今、知的財産は世の中で注目され、知的財産を取り扱う弁理士には多くの期待が集まっています。そのような期待に応えつづけていくことができるよう、会全体としても力を結集して、解決の道を探っていくことが求められているのでしょう。

微力ながら、そのような現在の問題の解決と将来の方向を探るべく、常議員として、会務の一翼を担いたいと考えています。PA会のご推薦をいただき、個人としても、新たな勉強の機会をいただきました。ぜひとも、皆様のご支援をいただけるとありがたく存じます。

(文書責任者：一色健輔)





副会長立候補挨拶

日本弁理士会副会長に 立候補するにあたり

福田 伸一

このたび、P A会からのご推薦を頂き、平成20年度日本弁理士会副会長に立候補することになりました。立候補に際し、P A会、日本弁理士会との関わりをご紹介させて頂くとともに、副会長候補としてのご挨拶を述べさせていただきます。

1. P A会

今を遡ること20年前、弁理士試験に合格し、弁理士登録しました。弁理士登録後の最初のイベントは会派主催の合格祝賀会でした。その頃は、最終合格者が100人にも満たない時代であったため、合格祝賀会は今以上に新人勧誘の場となっており、毎日のように美味しい食事とお酒を頂きました。

ところで、当時、会派選択肢は3つに絞られておりました。出身大学にかかわる会派、祖父と父が入会している会派、そして、叔父が入会しているP A会、です。その中で最終的にP A会を選択したのは、最も強烈に勧誘されなかった会派であったこともさることながら、日常的にも各種事案を決するに際しても束縛が無く、相当の自由度を有している会派であるように感じたからであったと思います。そして、この思いは、P A会に入会した後、作業部会において各種イベントを企画／実行し、弁理士会委員会等の委員人選を行い、各種政策を検討するに従い、そして、平成14年にP A会幹事長を務めた後、現在に至り、より強いものとなってきております。

2. 日本弁理士会

弁理士登録して数年経過した頃より、P A会から弁理士会の委員会に推薦して頂き、様々な委員会等で活動してまいりました。

その中でも、知的財産支援センターと広報センター(旧：広報委員会)は、私自身、「ひょっとすると一生もの？」と思えるほどに長きに亘り所属してまいりました。

例えば、知的財産に関する情報が伝わりづらい中小企業や地域、更には、これからの日本を担う

子供達へ知的財産意識を普及させる支援センターでの活動、弁理士と知的財産との関わりを通じて広く一般における弁理士の知名度を向上させる広報センターでの活動は、弁理士の専門領域における研究活動とは別の意味でのやりがいがあると感じております。

3. 副会長として

ご存じのように、日本弁理士会役員規則が改正され、執行役員会制度が導入されました。幸いにも、平成18年度、執行理事にご推薦頂き、P A会の谷義一先生が会長として手腕を発揮された執行役員会の一員として活動の場を与えて頂くことができました。ここでの1年間で体感したことは、現在の執行部は、主に内政的な事案について専門性を有する執行理事、この執行理事とタッグを組みつつ更に対外的な活動を行う副会長、執行理事と副会長を束ねつつ最終的な決断を行う会長とが、時に分業しつつも密に連携し、更には内外の声に耳を傾けつつ日本弁理士会として最善の方向性／結論を見いだしていかなければならない、ということでした。

会長任期が2年制に改正され、来る平成20年度は中島淳会長の2年目にあたります。

中島淳会長は、就任の挨拶において、弁理士法改正、弁理士制度の基盤充実、特許事務所の新体制、社会的要請、会務の効率向上と情報管理等への対応を挙げられました。弁理士法改正で導入される新人の実務修習や会員の必修研修については、初年度は企画立案、次年度は本格的実行であるとされ、弁理士の周辺業務の充実についても、初年度は周辺業務充実のための研究や企画、次年度は本格的な会員研修の実施であるとされました。

平成20年度の執行部は、平成19年度に基盤整備された諸々の事柄について、必要な部分には修正を加えつつ、最終的に実行し、成果を上げる責務を担っていると考えます。

私は、これまでの経験を生かしつつ、また、ど

ちらかといえば一人で書物をするよりも人と話すことを好む性格を生かしつつ、特に、知財支援等の社会的要請、弁理士制度の基盤充実、広報活動を通じた弁理士の普及、その他の対外的折衝の部分において、平成20年度執行部の一員として職務を全うしたいと考える次第です。

4. まとめに代えて

かれこれ20年の間、地方都市で開催される発明工夫展の審査員をつとめております。これは、小中学生による夏休みの宿題／課題を発表する場であり、毎年、400点以上の作品が出品されます。ここに出品される作品は、特許法に言う「発明」とは程遠いものですが、例えば、背中が曲がった祖母のために背中がでないように縫製を工夫したシャツ、手が不自由で箸をうまく持てない祖父のためにバネを利用して食物を簡単に挟むことができ

るように工夫した箸、猛暑の中、外回りをしなければならない父親が熱中症にならないようにするために保冷剤を仕込んだネクタイ、のように、利用者への「愛」が感じられるものが多々あります。また、法律で禁じられているにもかかわらず、ついつい運転中に携帯電話を利用してしまふ大人に対して、運転中に携帯電話を利用しない事による利益を与える装置、のように子供の辛辣な目が感じられるものもあります。そのような作品を目にするたび、知的財産に係る「士」として、この国の将来を支える世代に対して、もっと身近に知的財産を感じて貰い、正しく活用されるように努力しなければならないと感じております。

皆様方のご支援ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

文書責任者：一色健輔



特許委員会の活動について

杉本 由美子

平成19年度の特許委員会は、委員長以下、総勢40名強で構成され、P A会からは7名の委員が参加しております。

本年度の特許委員会では、4つの部会に分かれて諮問事項および審議委嘱事項の検討を行っており、各部会ごとの担当諮問事項は以下のとおりとなっています。このうち諮問1～4は、昨年より引き続きの検討事項です。

第1部会：

諮問1（法改正についての運用、今後の動向（主としてシフト補正関連））

諮問4（審査迅速化についての調査研究）

審議委嘱事項（明細書作成技術水準の向上）

第2部会：

諮問2（進歩性および36条関連）

第3部会：

諮問3（国際的制度（PCT、PLTなど））

第4部会：

諮問5（包括ライセンス制度検討）、

諮問6（特許権の行使についての調査・研究）

これら諮問事項については、年度終わりに検討結果を答申として提出することとなっています。また、特許委員会では例年、各部会ごとに分担した諸事項の検討結果について、公開フォーラムという形での発表の場も設けています。

私は、特許委員会には昨年に引き続き2年目の参加となります。部会も、昨年に引き続き第2部会に所属しておりますので、ここでは、第2部会の活動について、少し紹介させていただきます。

第2部会では、昨年より継続して、2つのグループに分かれて進歩性および36条に関する検討を行っています。昨年度の検討結果は、研究報告として、弁理士会より全会員に冊子にて配布されておりますので、ご覧いただいている方も多いのではないでしょうか。

私は、昨年は進歩性検討グループに所属しておりましたが、本年度は36条検討グループに所属することとなり、期せずして進歩性、36条という特許実務上の根幹部分の理解を見直す良い機会を得ることができました。

さて、一口に36条といっても様々な切り口が考えられますが、諮問事項としては、特に36条のどの規定について検討すべきかは決まっていません。昨年の36条グループでは、一昨年末に知財高裁大合議判決として注目された、いわゆる偏光フィルム事件を題材としてサポート要件に関する調査研究を行いました。本年度はそのような大きなテーマがないため、部会内での検討の結果、その後なされた36条関連の裁判例について検討することとなりました。

36条については、委員会の全体会合でも、最近拒絶理由の打たれる頻度が高い、厳しい内容のものが多いなどの意見が出されており、特許実務に携わる者には、誰にとっても関心の高い検討課題であると思います。現在は、まだ検討半ばではありますが、判例に現れる最近の36条判断の傾向を把握するという意味で、興味深い検討結果が得られるのではないかと考えております。





商標委員会の活動報告

井 滝 裕 敬

平成19年度の商標委員会は、原則として毎月1回、第3火曜日の午後3時から午後5時まで行っております。P.A会からは私の他、土屋良弘先生、青島恵美先生、中山健一先生、高梨範夫先生、櫻木信義先生、板垣忠文先生が参加されております。総勢37名のメンバーには、若い先生から、大変経験豊富な先生も多数おられ、いつも活発な議論がなされております。また、毎回委員会開始前に30分間の正副委員長会議を行い、委員会の進行方法等について打合せをしております。その結果、委員会の進行も効率よく行われていると思います。本年度は、弁理士会から、1) 商標法改正に関する実務上の問題点について、2) 商標法改正の検討、3) 不使用登録商標を整理するための具体的方策、4) 商標登録出願代理に際して高度な出願代理業務の検討が、諮問事項とされております。

以下に、これまでの活動内容を報告させていただきます。

1. 商標法改正に関する実務上の問題点について

今年の4月1日より、いわゆる小売業等に使用する小売等役務商標の出願が受付られました。しかしながら、いわゆる小売業は「商品を販売するために顧客に対して提供される役務」であることから、単に役務を提供する行為とは異なって、販売形態を含めた指定役務の表示の仕方、類似商品・役務審査基準に記載されていない役務についての指定役務の記載の仕方等、実務上の問題となることが多く考えられます。また、4月1日より商標法第3条第1項書きの適用が強化されました。そこで、このような事情を踏まえ、商標審査基準室・商標審査基準室等の審査官との面談の機会を設けて頂き、委員長の私をはじめ、副委員長の先生方と特許庁を訪問し、商標委員会からの質問書に対して、特許庁からの回答を頂きました。この内容は、弁理士会から各会員へ配布されます。

2. 商標法改正の検討

現在の商標法では、音、臭い、単色、等は、保

護対象となっておりません。しかしながら、多くの国においてこれらの商標も商標法の保護対象となっていることから、特許庁は次回の法改正で導入する方向で検討している、とのこと。そこで、当委員会は、小委員会を設け、外国におけるこれらの保護状況の検討をはじめ、我が国においても商標法でどのように保護すべきか、検討しております。

3. 不使用登録商標を整理するための具体的方策

この諮問事項は、これまでの商標委員会において数年検討されてきた事項です。1 出願で指定できる商品・役務の数を制限する、不使用取消審判の印紙代を安くする、登録後一定期間経過後における使用証明の提出を義務付ける、不使用商標に基づく権利行使を制限する、等、様々な観点から不使用商標を効率的に排除する方法が検討され、検討の結果をまとめる予定です。

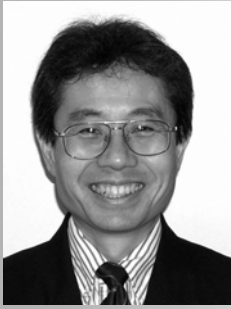
また、7月1日に東京大学本郷キャンパスにおいて行われた日本知財学会学術研究発表会への参加の要請があり、当委員会から2名の委員が出席し、「不使用商標の存在と商標制度の在り方」のタイトルで発表しました。

4. 商標登録出願代理に際して高度な出願代理業務の検討

平成19年と事業計画「プロフェッショナルの真髓を極めよう」に基づき、当委員会ばかりでなく、特許委員会、意匠委員会にも同様な諮問事項がなされています。

当委員会としては、まず、出願代理業務が高度化した原因（例えば、度重なる法改正、周知・著名商標の保護強化、国際商標登録出願、インターネットの普及、技術の進歩による新たな商品、役務の出現、等）を挙げ、さらに各自の経験から高度化した出願代理業務の事例とその対応策を述べてもらっています。そして、弁理士会としては、どのような対策をとるべきか検討しています。

以上



ソフトウェア委員会の 活動報告

市原 政喜

平成19年度のソフトウェア委員会は、毎月1回原則第3水曜日の午後1時から5時まで、秋葉原の日本弁理士会 東京分室（秋葉ウィング）で会合を行っております。会合では、毎月概ね前半は全体で、後半は部会ごとに種々の発表、報告、議論等が行われており、メンバーは総勢29名です。本年度弁理士会から委嘱された調査・研究テーマは、「ソフトウェア開発の現状に着目した特許要件の調査・研究」および「外国と日本におけるソフトウェア関連発明の成立性及び進歩性の違いについて調査・研究」の2テーマです。今年度、私は「ソフトウェア開発の現状に着目した特許要件の調査・研究」をテーマとする部会の部会長を任せております。各部会の活動とは別に、委員全員でソフトウェア特許関連の判例の収集、検討も行っています。以下、各活動についてご報告致します。

(1) ソフトウェア開発の現状に着目した特許要件の調査・研究

近年、ソフトウェア関連技術も発展してきており、特にオブジェクト指向開発などでは、従来特許要件として定められてきた審査基準をそのまま適用した場合、有用な発明の保護が困難になる場合も想定されます。また、現行のコンピュータソフトウェア関連発明の審査基準（CS審査基準）も定められてから6年が経過し、適用が安定してきていますが、一部には未だに解釈にばらつきがあり、審査官によって対応が大きく異なるような場合も見受けられます。そこで、今年度はCS基準の中でも最も重要な「ソフトウェアとハードウェア資源との協働」について様々な角度から再検討を行って、何らかのアウトプットを特許庁に提案していく予定です。

(2) 外国と日本におけるソフトウェア関連発明の成立性及び進歩性の違いについて調査・研究 ソフトウェア関連発明の取扱は特に3極間で大

きく異なっています。米国では、日本のように発明自体定義されていないので、日本のように発明の成立性（ソフトウェア関連発明が自然法則を利用しているか否か）は判断されません。このため、ある意味日本では進歩性以前の段階で発明ではないとして特許にならないようなものでも特許になる可能性が有ります。一方、EPでは元々ソフトウェアを発明から除外しているため、方法の発明として認定しうるものでなければ特許化は困難です。さらに、最近よく議論される進歩性についても各国間の判断基準は大きく異なるため、特許性について外国特許庁の判断と日本特許庁の判断とを比較することは非常に有意義です。本部会では、このような調査研究を報告書としてまとめるとともに、外国の関係機関などにプレゼンテーションを行って日本の特許実務の状況を認識してもらおうと考えています。

(3) 判例検討会

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集、分析する活動で、3年前から開始され継続して行われております。このところ興味深い判決が立て続けに出ており、委員会のメーリングリストを賑わしています。

委員会で取り上げられた判例の中で特に注目すべきもの、あるいは会員に知らしめるべきと判断されたものは、パテント誌に論文として掲載することになっており、毎回ではないのですが過去、年間複数件掲載しております。掲載の際は是非ご一読いただきますようお願いいたします。

最後に、各部会の調査・研究の結果は、パテント誌に掲載するなど何らかの形で会員の皆様にお伝えしておりますので、今年度の活動も乞うご期待ください。



実務系委員会の活動状況

バイオ・ライフサイエンス委員会

清水 義 憲

平成17・18年度に副委員長を務めさせていただいた後、平成19年度は委員長をやらせていただいております。

平成19年度の当委員会では、日本弁理士会執行役員会からの諮問・委嘱事項に対応して、第1～第4部会に分かれて活動しております。

【第1部会（諮問事項1担当）】

・バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究

【第2部会（諮問事項2担当）】

・バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究

【第3部会（諮問事項3担当）】

・生物多様性条約に関する調査・研究並びに植物新品種の保護・強化に関する調査・研究

【第4部会（諮問事項4担当）】

・日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査・研究

【委嘱事項】

・財団法人バイオインダストリー協会等の他団体との意見交換会の開催

・日本知財学会主催の第5回及び第6回年次学術研究発表会での一般発表（オーディナリーセッション）

約30名のメンバーが上記4部会のいずれかに所属し、月1回のミーティングを通じて、平成20年3月までに上記諮問事項についての答申書を提出します。

なお、「日本知財学会第5回年次学術研究発表」は、平成19年6月30日に実施済みですので、その概要を紹介します。

日本知財学会では、「医薬発明の進歩性について—最近の判決・審決を中心として—」の発表を行い、以下の4件の審決・判決を紹介しました。

(1) 平成12年（行ケ）295号 審決取消訴訟

「細胞保護作用を有する疼痛及び炎症性疾患及び/又はレトロウイルスに起因する病気の治療並びに製法」

(2) 平成15年（行ケ）104号 取消決定取消訴訟
「タキキニン括抗体の医学的新規用途」

(3) 無効2003-35294 無効審判
「顆粒の製造方法」

(4) 不服2001-21035 拒絶査定不服審判
「抗血栓治療又は予防のための薬剤」

(1) では、「薬効成分に鏡像異性体があり、それらが個別に入手できる場合、薬効の高いものを得るために、異性体の一方を得るのは進歩性が無い」と判断され、(2) においては、医薬用途発明について、「先行の刊行物からでは、当該具体的な化合物のその用途について推測される膨大な可能性の一つにすぎない」場合は、当該化合物の該用途について、進歩性が肯定されると判断されています。

(3) では、関連する特許権侵害差止請求権不存確認請求事件において、「調節」により所定温度に達するとして進歩性が認められた以上、積極的な操作をせず当該温度に達する場合まで権利を及ぼすことができないとされ、(4) では、優先日から4年又は7年後に発行された他人の資料に基づいて、顕著な効果の立証をすることはできないとされました。

平成18年度から19年度にかけて、バイオ系・ライフサイエンス系の知的財産戦略の策定が進んでいます。例えば、政府は「知財推進計画2008」策定のため知的財産戦略本部に専門調査会を設けましたが、当該調査会では重点4分野と1つとしてライフサイエンス分野の課題が検討されています。また、農水省は平成18年度に知的財産戦略本部を立ち上げ農業分野の知財権の確立を目指しています。

バイオ・ライフサイエンス委員会では、パブリックコメント提出・ワーキンググループ参加・講師派遣等を通じて、このような知的財産戦略に積極的に関与しています。

以上



著作権・コンテンツ委員会 活動報告

平成19年度著作権・コンテンツ委員会委員長 中野圭二

本委員会は、昨年度まで「著作権委員会」という名称でしたが、本年度から「著作権・コンテンツ委員会」という名称に変更になりました。PA会からは、私の他、川崎仁先生、野田薫央先生、穂坂道子先生、本多敬子先生、森内真也先生が参加されています。

本委員会は、平成13年に設置された比較的若い委員会で、弁理士に著作権の知識を普及させることと、弁理士は著作権についても専門家であるとの認識を世間に醸成することを主な目的として活動してきました。昨年度からは、旧コンテンツ委員会が統合され、弁理士がコンテンツ（主としてデジタルコンテンツ）にどのように関わっていくことができるかの調査・研究も新たなテーマとして加わりました。

本年度の審議委嘱事項は、

1. 著作権判決の抄録データベースの整備と一般公開
2. 外部講師招聘による委員会内での研究会の開催と成果の発表
3. コンテンツ（映画・音楽・ゲーム・アニメなど）の創作・流通における関係者間の権利関係の研究と明確化
4. 弁理士のための著作権契約案内の作成と公表
5. 社団法人日本知財学会主催の第6回年次学術研究発表会の一般発表における発表内容の準備及び発表

となっております。具体的には、テーマ別に3部会に分かれて活動しており、第1部会は著作権契約の雛形作成、第2部会はコンテンツ研究、第3部会は判例研究を行っております。

第1部会では、2～3の著作権契約事例を選び、契約書を作成する上で弁理士が注意すべき点を検

討し、契約雛形の作成を進めています。契約は、著作権関係の弁理士としての中心業務であることから、過去にも幾つか契約雛形を作成しており、これらの見直し作業も合わせて行っております。

第2部会では、コンテンツの中でもアニメに絞って、創作・流通における関係者間の権利関係の明確化、及び、コンテンツビジネスと弁理士業務の関わり方の研究を行っております。アニメは、一般に、原作→アニメ化（テレビ放映又は映画）→キャラクターの商品化と進んでいき、各段階において関係者の権利が複雑に絡み合っており、創作・流通過程で様々な問題が生じています。弁理士として、これらの問題に対して的確にアドバイスができるように、関係者間の権利関係を明確にし、著作権を始め、意匠・商標等の知的財産権に関する注意事項をまとめて公表できるように準備を進めております。

第3部会では、知財高裁ホームページにアップされた「最近の知的財産裁判例」の中から著作権関係事件を抜き出して判決抄録を作成しています。この抄録は、係争対象の権利の種類や争点、判示事項などを事件ごとにまとめた要約を作成しています。過去6年間でかなりの数の抄録が作成されており、今年度は、これまで作成された抄録の書式を統一してデータベース化し、日本弁理士会のホームページにて一般公開するべく準備を進めております。また、最近では、著作物のネット配信が行われるようになり、インターネット社会に特有の新たな判決が多く見受けられます。これらの最新の判決に素早くアクセスできるように、常に最新のデータをアップできるシステムを構築中ですので、ご期待下さい。

以上



不正競争防止法委員会

委員長 大 島 厚

平成19年度の不正競争防止法委員会は、26名の委員により、毎月第3金曜日午後3時～5時を定例として、委員会を開催しています。

今年度の日本弁理士会からの諮問事項・委嘱事項は、次のとおりです。

【諮問事項】

1. 弁理士法改正に基づく「特定不正競争」の定義の拡大が弁理士の業務にどのように影響するかの調査・研究
2. 弁理士に依頼・相談の多い不正競争防止法関連事項の調査・洗い出し並びに同事項に関する研究

【委嘱事項】

1. 特定不正競争に関する事項について会員を啓発すること
2. 会員に対する不正競争防止法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
3. 不正競争防止法2条1項14号に規定する行為の取締りに関する諸外国法制と実務の紹介
4. 最近の不正競争防止に関する重要判決紹介
5. 不正競争防止法に関するパブリックコメント対応
6. 不正競争防止法に関する関係官庁、諸団体等への対応
7. 日本知財学会主催の第6回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・セッション）における発表内容の準備及び発表の申込み

これらの諮問事項・委嘱事項への対応として、委員会は、現在2つの小委員会を設け、次の事項についての作業・検討を行っています。

第1小委員会（小委員長：東尾正博先生）

*弁理士法改正に基づく「特定不正競争」の定義

の拡大が弁理士の業務にどのように影響するかの調査・研究

*弁理士に依頼・相談の多い不正競争防止法関連事項の調査・洗い出し並びに同事項に関する研究)

第2小委員会（小委員長：萩尾保繁先生）

*不正競争防止法2条1項14号に規定する行為の取締りに関する諸外国法制と実務の紹介

具体的には、第1小委員会は、不正競争防止法関連事項の会員への依頼・相談状況を把握するために詳細なアンケートを作成し、これを、日本弁理士会特許委員会、意匠委員会、商標委員会、著作権委員会及び不正競争防止法委員会の新旧委員に対して送付し、ご協力を求めました。

その結果、100通程度のご回答があり、9月現在、その結果を詳細に分析しているところです。これにより、弁理士の不正競争事件への関わりの程度・態様がある程度明らかとなり、今後の研修・啓蒙方法等の検討の土台となるものと期待されています。

第2小委員会は、不正競争防止法2条1項14号（営業誹謗行為・信用毀損行為）に相当する外国の法制と実務を研究するため、アンケート形式の英文質問状を作成し、これをアメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、フランス、スウェーデン、中国、韓国、台湾、ブラジルの計10ヶ国の外国代理人（担当委員と付き合いのある方々）に発送し、回答を求めています。回答があったものについては、担当委員がそれぞれ翻訳を行い、集計し、検討を加えています。

いずれの小委員会も、現在行っているアンケートの結果を、10月末を目標にまとめ上げ、これを日本弁理士会理事会に提出する予定です。

このほか、不正競争防止法委員会では、会合毎に、2名の委員が、それぞれ最近の不正競争防止法関連判例を一定の形式にまとめたうえ、発表し、その後委員会全員で議論・検討しています。

この判例研究については、まとめて来年のペテント誌に掲載したいと考えています。

さらに、当委員会は、各種の不正競争防止法関連のパブリックコメントの募集に対しても、適宜対応しています。

以上



組 織 部 会

根 本 雅 成

さて、組織部会といいますと、720名を超える会員を有するPA会をまとめ上げて組織の発展を目的とするという、非常に堅い響きといいますか、イメージがあると思いますので、会員を相手にいろいろ地道なことをやっているという印象があるのではないのでしょうか。ですから、今年の組織部会も、このような皆さんの先入観を裏切らない地味なことをしていると思っている方も多いと思いますが、実際の組織部会の活動は、そのような部会の名称からくるイメージとかなり違った活動をしています。一体何をしているのかといいますと、昨年からはじめました就職説明会と、恒例の論文試験合格者を対象とした口述練習会の企画・準備・開催（執筆時点ではいずれも準備中）を行っています。行事を通じてPA会の存在をアピールして会員を増やそう、というわけです。PA会への入会者が増えれば、PA会を元気ある集団として発展させていくことが期待できますから。上記の先入観は私自身のものでもあるわけですが、自分で組織の仕事をしていて、ずいぶんイメージと違うなどという印象をもっています。

このような今年の組織部会は、幹事の私を筆頭に2名の先生を合わせた3名の体制で、がんばっています。手伝って頂いているお二人の先生をご紹介しますと、島田俊昭先生（部会長）と岩見晶啓先生（部会員）です。お二人とも平成17年合格者で、しっかり支えてもらっています。

では、現在準備中の今年の就職説明会や口述練習会はどうなっているのか、ここで説明しましょう。まずは2年目の就職説明会から。昨年は初回だったこともあって、当然ながら手探り状態であったわけですが、それにもかかわらず「上々の出来」と呼べるものでした。そこで気をよくして、今年もやります。昨年は8月末に実施しましたが、それは、受験生も論文試験が一応終わって活動しやすい時期と考えたためです。しかし、求人側からしますと、かなり高い確立で弁理士になる論文合格者の方が採用しやすいと思われ、また、受験生側も口述試験終了を期に就職・転職を考える方も多いと思われたので、今年は口述試験終了後に行う方向で準備しています。お互いのニーズが合致しやすい時期に就職説明会を行った方が就職説明会の知名度を上げるにも都合がよい、というの

も理由の一つです。

昨年は年1回の開催でしたが、就職説明会の参加者から「次はいつ行われるのですか？」と聞かれるなど、複数回の開催のニーズがあると思われたので、口述試験終了後の就職説明会と合格祝賀会の様子を見て、2回目を開催するか否かを決定することにしました。

内容も、昨年は面接前に業界の動向や弁理士の仕事ぶりを紹介するコーナーを設け、反応もよかったのですが、「面接時間が足りない」という意見が多かったので、会場の都合で時間の延長が難しいことから、面接時間を最優先で確保する方向で準備しています。昨年の面接時間は実質100分以上あったのですが、今年は更に30分の増量を計画中です。

就職説明会は求人側にご負担頂いて成立しており、財政に余裕のないPA会にとって貴重な収入源と位置づけられるものなので、昨年の就職説明会でのアンケートの結果もフルに活用して、求人側・求職側双方にとって利用価値のあるものになるように取り組んでいます。

もう一方の口述練習会はといいますと、昨年と同じ時期、具体的には10月4日と5日に行う予定です。昨年同様、受験生の定員を135名に設定し、論文合格発表の9月20日の午前9時から募集を開始しました。ところが、口述練習会を受験生に知らせる上で最も肝心の論文合格発表前の数日間と発表の当日に、あろうことか、サーバの調子がおかしくなって、PA会のホームページにアクセスできない状況が長時間続いてしまいました。その関係だと思のですが、昨年は受付開始の日だけで定員に達したと思いますが、今年は2日間募集を続けたにもかかわらず、最終的には114名の応募で締め切ることになりました。定員割れです。今やインターネット抜きでは、PA会の活動にも支障をきたすようになっていてことを実感しました。

PA会のホームページにアクセスしようとしてもできず、結局、口述練習会を利用する機会を得られなかった受験生も多かったのではと考えますと、そのような受験生の皆様には申し訳なかったと思います。それだけに、口述練習会に参加申込みをして頂いた受験生の皆様には、是非、PA会の口述練習会をフルに活用して頂き、全員が合格

祝賀会も出席して頂ければと願っています。

また、口述練習会では、当然ながら試験官役となる先生方が必要になるわけですが、2日間で延べ54名の先生を確保しなければなりません。これがかかなり大変です。受験生の方は情報を提供しておけば自動的に埋まっていくのですが、試験官役の方は何度もアプローチをしなければならず、それでも必要な人数を確保するのが非常に困難な状況にあります。このような現状を踏まえ、口述練習会の規模を縮小することも、最終的には検討する必要があると思います。口述練習会は新しく弁理士になる方にP A会の存在をアピールする絶好の機会ではありますが、無理に現在の規模を維持するのは組織部会として負担が大き過ぎる、というのが率直な感想です。

最後に、組織部会の今後の課題について。といいましても、現在、口述練習会の準備も追い込みに入っており、就職説明会の準備も視野に入れなければならない状況下で、今後の組織部会についての見通しや展望といったことを考える余裕は正

直言って全くないのですが、P A会の幹事会や口述練習会の試験官役を引き受けてくださる先生方の顔ぶれをみますと、同じ顔ぶれの会員がP A会の仕事を引き受けることで、P A会の運営がなされているという現実を目の当たりにしています。一般に、組織は2割の人が全体を支えているようなことが言われているようですが、2割かどうかは別にして、P A会も世間一般に言われているように、一部の会員に負担が偏在している状況にあるようです。

P A会の運営に協力して頂ける会員の数を増やすのも組織部会の仕事であると思いますが、幹事である私に、残念ながら、この問題の改善策について具体的なアイデアはなく、この問題に対して組織部会として何ができるのかという点につきましては、結局、先送りになりそうです（もっと気の利いたことを書きたいと思うのですが、締切り直前なため、こんな書き方になってしまった・・・）。



CHUBU

中 部 部 会

中 村 知 公

PA会中部部会は、小規模ながらその小回りの利く強みを生かし、弁理士会の支部活動や自己研鑽の勉強会などにおいて、積極的に活動しております。中部地区においては他の会派と比較し小所帯ながら、これまで研修会などを積極的に開催してきました。本年の1月には、本年度日本弁理士会副会長の稲葉先生と幹事長の萩原先生、そして東京の先輩方をお招きし、合格祝賀会を開催しました。その際の勧誘が効を奏したのか、数名の入

会申し込みがありました。また、中部の特徴としては、企業勤務の会員が多いことです。輸出高日本一の名古屋港を抱え、自動車産業をはじめとする工業地域であるため、知的財産重視の企業が多く、各会員が企業内弁理士として活躍されております。今後も小回りの効く機動性を生かし、中部の特徴を出したいと考えます。

以上



KAIHOU

会 報 部 会

田 中 勲

会報部会は、会誌「PA」の企画・発行と、PA会ホームページの管理を担当しています。ホームページの管理は昨年引き続き西岡邦昭先生を中心に行っていただき、また、会報の発行は、松田嘉夫先生や、新人の上西浩史先生といった方々にご協力を頂きながら作業を進めてまいりました。

ホームページにつきましては、去る9月をもちまして、URLを「<http://www.pa-kai.gr.jp>」から「<http://www.pa-kai.com>」に変更しました。本年中は従来のURLにもアクセス可能ですが、それ以降は新たなURLだけが利用可能になります。これからインターネットブラウザの「お気に入り」に追加することをお考えの方は新しいURLを登録していただき、また、既に従来のURLを登録していられる方は、お手数ですが、新たなURLへの変更をお願いします。

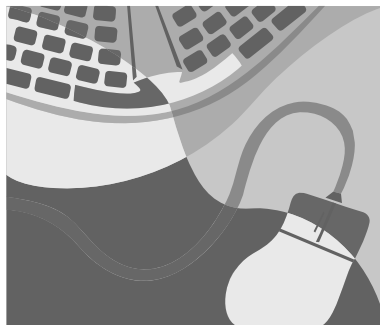
ホームページには、幹事会からのお知らせ、研修や同好会の案内・報告、研修資料など、PA会の活動に関わる最新の情報が多数掲載されています。弁理士法の改正により登録後の継続研修が義

務化されるなど、我々弁理士は日々研鑽を積むことが求められているところ、PA会でも様々な研修が企画・実施されていますので、ホームページで研修情報をチェックして研修会場に足を運んでいただければと思います。

また、会報「PA」は年1回の発行です。本年度は上述のとおり少数精鋭で取り組んでみました（と言うと聞えは良いかもしれませんが、単に幹事がナカナカ動き出さなかつただけのような気もします）。今回は、諸事情から「特集」を設けませんでした。弁理士会の実務系委員会の報告は充実させることができたかと思えます。実務に有用な情報があるかと思えますので、委員会報告をチェックされては如何でしょうか。

なお、会報部会では、ホームページをより一層充実させるべく、随時、有用な情報ないしご意見を募集していますので、何かお気づきのことがあれば、kaihou-bukai@pa-kai.comまでご連絡下さい。

以上



庶務Ⅱ部会

中 隈 誠 一

庶務Ⅱ部会の仕事は、会員データの管理、PA会メーリングリストの管理、同報FAXシステムの管理、および会員名簿の発行です。本年度は、担当幹事の私と部会長の上田和弘先生の2名体制です。以下、部会の業務を簡単に説明します。

【会員データの管理】

主として以下の3つの業務を行っています。

(1)新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データ(EXCELファイル)、PA会メーリングリスト(専用ウェブサイトで管理)、および同報FAXシステム(専用ウェブサイトで管理)に登録します。新規入会会員には、会員名簿と会報をお送りしています。

(2)日本弁理士会が毎月発行するJPAAGジャーナルに会員の異動届が掲載されます。この中からPA会員を抽出し、異動の内容を会員データ、PA会メーリングリスト、および同報FAXシステムに反映します。このうち、JPAAGジャーナルからのPA会員の抽出、及び会員データへの反映は、外部の業者に委託(外注)しています。

(3)PA会のホームページ、名簿や会報に掲載されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。(2)と同様に、届出内容を会員データ、PA会メーリングリスト、および同報FAXシステムに反映します。

【PA会メーリングリストの管理】

PA会サーバ上に開設したメーリングリストを利用して、PA会からのお知らせ、幹事会、作業部会、同好会の連絡等を行っています。2年ほど前までは、これらの連絡手段は同報FAXが主で

したが、同報FAXはかなり高額の使用料がかかるため、現在は慶弔関係の連絡も含め、このメーリングリストでの連絡が主となっております。メーリングリストの更新は、メーリングリスト管理用のウェブサイトアクセスして、上述した会員データの更新とともにを行っています。

【同報FAXシステムの管理】

(株)ネクスウェイが運営する同報FAXシステム(ネクスウェイFAX)を利用して、主としてメールアドレスを登録されていない会員宛に、各種の連絡を行っています。現在はPA会全員同報FAXは、ほぼ緊急時の連絡のみに使われています。

【会員名簿の発行】

上述した会員データに基づいて、毎年1回、会員名簿を発行しています。

【メールアドレス変更時の連絡のお願い】

上にも述べたとおり、メーリングリストは同報FAXに比べて費用がかからないのが利点で、現在多くの先生方にメールアドレスを登録いただいております。ただし、JPAAGジャーナルの異動届には、FAX番号の変更と比べてメールアドレスの変更が掲載されないケースも多いため、会員データ管理の上では、メールアドレスの更新漏れが発生しやすいのが現状です。従いまして、会員の先生方におかれましては、メールアドレスを変更された際は、是非とも庶務Ⅱ部会<shomu2@pa-kai.com>宛に御連絡をいただきますよう、よろしくお願い致します。



庶務Ⅲ部会



井出 正威

庶務Ⅲ部会は、日本弁理士会会員の慶事・弔事に関して、P A会会員へ連絡を行う作業と、P A会慶弔規程に基づいてP A会として祝意・弔意を表す作業を行うことを、主な担当としています。

具体的には、日本弁理士会から私の方に慶弔関係の連絡がF A Xで送付されてきますので、叙勲褒章等の慶事及びP A会会員関係の訃報についてはP A会全員に電子メールで連絡し、P A会会員以外の訃報についてはP A会幹事会メンバーに電子メールで連絡しています。そして、P A会慶弔規定に従って、適宜、祝電や弔電（必要に応じて花輪、生花又は香典）の手配をしております。

昨年までは、慶弔関係の連絡は同報F A Xで連絡していましたが、今年からは、経費削減のため、電子メールで連絡することに変更となりました。

つきましては、P A会の電子メールのメーリングリストに登録されていない会員におかれましては、これを機に、是非とも、電子メールアドレス

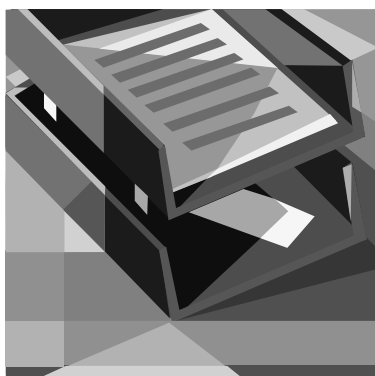
のご登録をして下さるようお願い申し上げます。

なお、同様の慶弔関係の連絡は、日本弁理士会の電子フォーラムにも掲載されています。

本年度の庶務Ⅲ部会の構成は、担当幹事が私、井出、部会長が足立泉先生、石渡英房先生、伊東忠重先生、鴨田哲彰先生、杉村憲司先生の計5名、部員が狩野彰先生、福田伸一先生の計2名となっております。P A会慶弔規程の具体的な運用については、これらの先生方のアドバイスを受けて行っております。

P A会の慶弔関係の作業は、数年前まで庶務Ⅱ部会の担当でしたが、庶務Ⅱ部会の業務が増加したため、慶弔関係のみを職務とする庶務Ⅲ部会が新設され、現在に至ります。その頃から、庶務Ⅲ部会の幹事は、前年度幹事長が引き受けるということになっており（適任者が見つからなかったからというのが理由と想像します）、その流れから、本年度は私が担当しているという次第です。

次年度は、この悪習を払拭し、担当幹事の若返りを図るべく、是非とも、本年度の部会長あたりから担当幹事が出てくれること期待しています。



会 計 部 会

越 智 隆 夫

平成18年度に引き続き、平成19年度のP A会会計幹事を賜っております越智です。部会長である中野圭二先生及び部員である松井孝夫先生の御協力を得て、本年度の会計部会を運営しております。

平成18年度の会計報告(平成19年3月31日現在)は次のとおりです。

収入の部…合計 7,573,753円
 内訳 一般寄付金…5,955,000円
 前期繰越金及び利息…1,618,753円
 支出の部…合計 7,508,119円

内訳表

部会	支出金額	前年支出金額
同好会等補助	1,210,000	1,200,000
会報	1,053,503	984,605
研修	1,347,040	1,477,480
日弁負担金	500,000	500,000
組織	267,712	280,080
企画1	728,645	252,942
企画2	242,013	404,128
協議	0	163,037
人事	10,290	81,634
会計	65,010	37,305
庶務1	-23,605	-13,426
庶務2	1,925,814	1,638,259
庶務3	164,912	163,099
振込手数料	16,785	21,735

同好会等補助内訳

中部部会… 200,000
 スキー… 200,000 (180,000)
 ボウリング…90,000 (180,000)
 麻雀…170,000 (170,000)
 ゴルフ…200,000 (150,000)
 スクーバダイビング…100,000 (100,000)
 テニス…150,000 (100,000)
 アウトドア…100,000 (100,000)
 囲碁…0 (20,000)

注…かっこ内は前年支給額

左記に示したように、平成18年度の支出合計は、前年度比317,241円増の7,508,119円であり、65,634円を繰越金として、次年度である平成19年度収入に計上しております。

平成18年度及び前年度において、他の部会と比較すると支出が突出している庶務2においては、その支出の大部分が訃報等を会員に連絡する同報ファックス支払費用が占めております。かかる点に鑑み、平成19年度においては、訃報等の連絡に関しては同報ファックスからメールに切り替え、費用節約を図っております。これにより、平成19年度における庶務2の支出は大幅に削減されるものと思われま。また、企画1が前年に対し支出が増えたのは、合格者祝賀会において求人事務所への費用負担を求めなかったため、同祝賀会への支出が前年度より増大したためです。他については、ほぼ前年どおりの支出となっております。また、立替金の支払い時期が平成19年4月1日以後のものについては、平成19年度の支出として計上しております。

平成19年度におきましては、P A会会員皆様方のあたたかい御支援により、一般寄付金として5,885,000円(平成19年9月21日現在)の収入があり、支出に関しては、上記したように、同報ファックスの支払い費用の削減が見込まれます。他方、日弁60周年負担金として別途50万円を特別支出に計上し、引き続き厳しい財政事情となりそうです。

今後とも会の運営に支障をきたすことが無いよう迅速かつ適切に会計事務処理を行い、本年度の責務を全うしたいと思います。ご協力宜しくお願いします。



KIKAKU I

企画 I 部会

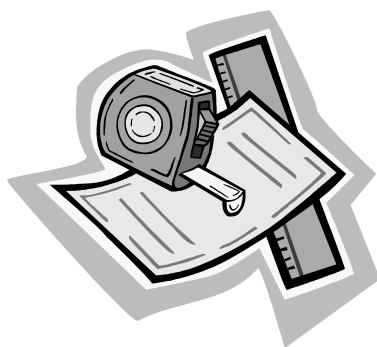
中野圭二

企画 I 部会は、春・秋の叙勲褒章受章者祝賀会と弁理士試験合格者祝賀会の企画及び実行を担当しています。

本年度の部会構成は、部会長が杉本由美子先生、野上彰先生、部会員が福尾勲将先生、樋口洋先生、安田隆一先生、登山桂子先生です。

春の叙勲褒章受章者祝賀会に関しましては、該当者なしのため開催いたしませんでした。

秋の弁理士試験合格者祝賀会は、11月13日（火）に新宿センチュリーハイアットのB1F「桃山」で行う予定です。昨年よりも会場が広がっておりますので、皆様奮ってご参加下さい。今年の弁理士試験合格者祝賀会では、求人活動の場を設ける予定です。また、昨年同様にPA会の活動を紹介する場も設ける予定ですので、各同好会に所属の先生方は是非ご参加下さい。



企画Ⅱ部会

穂坂道子

企画Ⅱ部会は、旅行会、新年会、総会、の企画を行います。

初仕事は、夏に行われる年に一度の旅行会の企画です。旅行会は会員の親睦を深めるという大切な役割を担っています。新旧の会員が入り混じり、温泉に浸かったり、観光して感動を共有したりしますので、経験の深い会員、経験の浅い会員、男性、女性、を問わず、思いがけない心の交流が得られます。

旅行会の企画は、行き先から旅行の詳細まで、全く白紙の状態から企画しますので、なかなかやりがいがあります。今年は、8月25日（土）からの一泊旅行で、西伊豆を企画しました。

3月に企画に着手し、まずはどの方面に行くかを決めます。着手時から、部会長の谷崎政剛先生と共に検討しました。今年は、草津、諏訪湖、熱海、西伊豆、韓国、を提案し、それぞれの「イチオシ」をリストアップして幹事会に図りました。幹事会では、アクセス、費用、レジャー内容の面から、できるだけ多くの参加を得るにはどこがいだろうかという観点で意見が交わされました。「西伊豆方面」ということに決まった後、宿の選定とレジャー内容の詳細を検討しました。

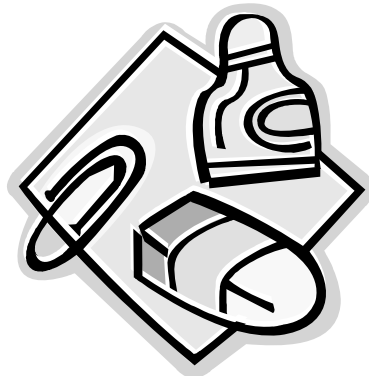
西伊豆には、「海に沈む美しい夕陽を眺める」という女心をくすぐるカッコいい「イチオシ」があ

るのですが、交通の便が良くないこと、東伊豆に比べて宿の種類やレジャー施設が少なく遊ぶ選択肢があまりないこと、等、マイナス要因があり、楽しめる内容になっているかどうか、不安を抱きながら企画を進めました。

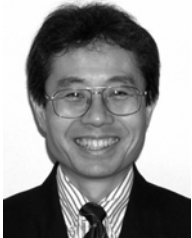
そして、恒例の「ゴルフツアー」に加え、「そば打ち体験」、「釣りツアー」、「観光ツアー」をオプションに盛り込み、マイクロバスを貸し切る、という内容に決定し、六月に会員全員にアナウンスして参加受付を開始しました。募集期間中に、修善寺と西伊豆を結ぶ唯一の県道が大雨による土砂崩れで普通になる、というハプニングもあり、当初の不安は的中。参加申込者が期待した人数に達せず、応募期限を延長してアナウンスを続けました。アナウンスするに当たり意識したのは、「参加の無理強いをしない、個々の自由意思による参加を待つ」ということです。旅行会の趣旨はそういうことだと考えたからです。

そのような経緯で、今年の旅行会は結果的に小規模に終わりましたが、参加者にはひとときの楽しい時間を過ごしていただけたのではないかと思います。

企画Ⅱでは、この後引き続き、新年会、総会、の企画も行います。会員親睦の機会が少しでも増えるようまだまだがんばりますので、よろしくお願ひします。



研 修 部 会



市原 政喜

1. 本年度の研修部会は、P A会における研修の位置づけ、目的を見直して、より効果的に目的を達成することを検討しています。基本的には、昨年度同様、研修部会を一般研修部門、新人研修部門、国際研修部門の三つに分け、各部門に部会長をお願いして担当部門の部員の活動をリードしてもらおうと共に、部員が希望する研修会を各部門で分担して企画・運営しております。ただし、今年度は特に新人研修においてP A会についての報知活動を行い、入会に誘導する方策を検討しております。今後は、一般研修部門、国際研修部門でも研修参加者が積極的に会務に参加していくよう誘導する方策を検討していこうと考えています。

2. 上記3部門は、各部会長がリーダーシップを取り研修部員の積極的活動を支援するようにしていますが、今年度は、一般研修部門の部会長は杉本由美子先生、新人研修部門の部会長は深澤拓司先生、国際研修部門の部会長は金井 建先生にお願いしました。

3名の部会長も含め、研修部員も若手を中心として部会を立ち上げていますが、若手中心にしたのは、P A会の活動を通じて若い先生方にP A会に入会した意義を実感してもらい、また中堅・ベテランの先生方と若手との交流を促進するためです。今年度はさらに、研修を行いながら研修参加者に研修部会への参加も促して行きたいと考えています。

3. 具体的な研修のテーマですが、新人研修部門では新人向けの研修として、定番の明細書の書き方、中間処理演習をはじめ、今後、商標実務、外国出願対応、争訴における弁理士の役割などを実施していく予定です。また、国際研修部門ではKSR事件判決を既に実施しておりますが、今後EPC 2000や米国商標法などを実施していく予定です。

一般研修部門では、特許調査、英文レターの書き方など実務に役立つ研修を予定しています。

特に、若手の先生方の参加を促進するため、今年度もグリーンP A（平成15年1月1日以降に弁理士登録をしたP A会会員）の受講は無料としています。その他今年度から原則として代理受講を認めることを明確にしました。P A会会員でない事務所の方も研修を受講できますので、事務所全体のスキルアップにもお役にたください（ただし、代理受講の場合、グリーンP Aの代理でも有料になります）。

また、研修会の終了後には、講師ならびに企画・運営に携わった部員の慰労と、講師・部員・受講者の間の親睦を深めるために、懇親会を開催しています。参加費は、講師と企画・運営に携わった部員が無料であることに加え、グリーンP Aの参加費も無料として若い先生方と幹事会員との交流を図っています。このような懇親会は研修会で聞けなかった講師のお話も聞くことができます。

4. 毎回感じることですが、研修会の実現には、講師を引き受けていただくP A会会員の先生方のご好意とご協力が欠かせません。わざわざ引き受けていただいた講師の方のためにも、受講者の関心が高く有意義な研修会を企画・運営していくことが必要です。多忙な毎日の中でこのような企画・運営を行うのは結構大変なことです。やはり、研修が成功したときの達成感や受講者の研修に満足した拍手を聞いて、苦労も報われるなど感じるものです。このような思いをこれからも多くの若いP A会会員と分かち合っていきたいと思えます。

最後に、研修会を受講された経験のないP A会会員の方々には、ぜひ研修会とその後の懇親会に積極的に参加していただきたいと思えます。それでは研修会場か懇親会場にてお会いできるのを楽しみにしています。

以 上



政 策 部 会



濱 中 淳 宏

1. 政策部会の概要

政策部会は、弁理士を取り巻く様々な政策問題を審議する部会です。本年度は、部会長の泉克文先生を含め、総勢35名の部会員で構成されています。

政策部会で審議する内容は、

(1) P A会幹事会から要請された政策問題

(2) 政策部会担当幹事または政策部会部会長が必要と認める政策問題

(3) 日本弁理士クラブ政策委員会から諮問された政策問題

等です。また、日本弁理士会の執行役員会から、各会派に対する諮問事項は、主として日本弁理士クラブを介して((3)の政策問題として) 審議を行っています。

2. 主な政策問題

昨年度までの間に、日本弁理士会の役員制度改革、全国支部の設置、弁理士試験および研修制度の見直しを含む弁理士法の改正という大きなテーマが一段落した感が有ります。しかしながら、い

ずれのテーマも、改革の緒に就いたばかりです。役員制度については、執行理事制度、常議員制度の在り方についての見直し、支部活動を軌道に乗せるための施策、来年度から始まる能力担保研修の運用上の問題点など、まだまだ政策問題は山積みしています。

日本弁理士クラブ政策委員会においては、弁理士法の改正に伴い発生する課題を、本年度の重点検討項目としています。特に、能力担保研修の問題点等については、執行役員会からの検討依頼を待たずに、自主的に検討および具申を行うこととしています。

P A会政策部会としても、これら政策問題を十分に検討し、適時、意見を提出していく予定です。

3. おわりに

本年度の政策部会も既に任期の半分を経過しましたが、今後も、多くの政策問題を審議することになると思われます。現部会員の先生方には、急な部会の開催をお願いすることもあります。積極的な参加をよろしくお願いいたします。また、電子メールを活用した活発な議論も頂戴致したくよろしくお願いいたします。



組 織 部 会

根 本 雅 成

さて、組織部会といいますと、720名を超える会員を有するPA会をまとめ上げて組織の発展を目的とするという、非常に堅い響きといいますか、イメージがあると思いますので、会員を相手にいろいろ地道なことをやっているという印象があるのではないのでしょうか。ですから、今年の組織部会も、このような皆さんの先入観を裏切らない地味なことをしていると思っている方も多いと思いますが、実際の組織部会の活動は、そのような部会の名称からくるイメージとかなり違った活動をしています。一体何をしているのかといいますと、昨年からはじめました就職説明会と、恒例の論文試験合格者を対象とした口述練習会の企画・準備・開催（執筆時点ではいずれも準備中）を行っています。行事を通じてPA会の存在をアピールして会員を増やそう、というわけです。PA会への入会者が増えれば、PA会を活気ある集団として発展させていくことが期待できますから。上記の先入観は私自身のものでもあるわけですが、自分で組織の仕事をしていて、ずいぶんイメージと違うなどという印象をもっています。

このような今年の組織部会は、幹事の私を筆頭に2名の先生を合わせた3名の体制で、がんばっています。手伝って頂いているお二人の先生をご紹介しますと、島田俊昭先生（部会長）と岩見晶啓先生（部会員）です。お二人とも平成17年合格者で、しっかり支えてもらっています。

では、現在準備中の今年の就職説明会や口述練習会はどうなっているのか、ここで説明しましょう。まずは2年目の就職説明会から。昨年は初回だったこともあって、当然ながら手探り状態であったわけですが、それにもかかわらず「上々の出来」と呼べるものでした。そこで気をよくして、今年もやります。昨年は8月末に実施しましたが、それは、受験生も論文試験が一応終わって活動しやすい時期と考えたためです。しかし、求人側からしますと、かなり高い確立で弁理士になる論文合格者の方が採用しやすいと思われ、また、受験生側も口述試験終了を期に就職・転職を考える方も多いと思われたので、今年は口述試験終了後に行う方向で準備しています。お互いのニーズが合致しやすい時期に就職説明会を行った方が就職説明会の知名度を上げるにも都合がよい、というの

も理由の一つです。

昨年は年1回の開催でしたが、就職説明会の参加者から「次はいつ行われるのですか？」と聞かれるなど、複数回の開催のニーズがあると思われたので、口述試験終了後の就職説明会と合格祝賀会の様子を見て、2回目を開催するか否かを決定することにしました。

内容も、昨年は面接前に業界の動向や弁理士の仕事ぶりを紹介するコーナーを設け、反応もよかったのですが、「面接時間が足りない」という意見が多かったので、会場の都合で時間の延長が難しいことから、面接時間を最優先で確保する方向で準備しています。昨年の面接時間は実質100分以上あったのですが、今年は更に30分の増量を計画中です。

就職説明会は求人側にご負担頂いて成立しており、財政に余裕のないPA会にとって貴重な収入源と位置づけられるものなので、昨年の就職説明会でのアンケートの結果もフルに活用して、求人側・求職側双方にとって利用価値のあるものになるように取り組んでいます。

もう一方の口述練習会といいますと、昨年と同じ時期、具体的には10月4日と5日に行う予定です。昨年同様、受験生の定員を135名に設定し、論文合格発表の9月20日の午前9時から募集を開始しました。ところが、口述練習会を受験生に知らせる上で最も肝心の論文合格発表前の数日間と発表の当日に、あろうことか、サーバの調子がおかしくなって、PA会のホームページにアクセスできない状況が長時間続いてしまいました。その関係だと思のですが、昨年は受付開始の日だけで定員に達したと思いますが、今年は2日間募集を続けたにもかかわらず、最終的には114名の応募で締め切ることになりました。定員割れです。今やインターネット抜きでは、PA会の活動にも支障をきたすようになってい実感しました。

PA会のホームページにアクセスしようとしてもできず、結局、口述練習会を利用する機会を得られなかった受験生も多かったのではと考えますと、そのような受験生の皆様には申し訳なかったと思います。それだけに、口述練習会に参加申込みをして頂いた受験生の皆様には、是非、PA会の口述練習会をフルに活用して頂き、全員が合格

祝賀会も出席して頂ければと願っています。

また、口述練習会では、当然ながら試験官役となる先生方が必要になるわけですが、2日間で延べ54名の先生を確保しなければなりません。これがかかなり大変です。受験生の方は情報を提供しておけば自動的に埋まっていくのですが、試験官役の方は何度もアプローチをしなければならず、それでも必要な人数を確保するのが非常に困難な状況にあります。このような現状を踏まえ、本意ではありませんが、口述練習会の規模を思い切って縮小することも検討する必要があると思います。口述練習会は新しく弁理士になる方にPA会の存在をアピールする絶好の機会ではありますが、会員の協力が得られない状況では、今の規模を維持するのは荷が重過ぎる、というのが率直な感想です。

最後に、組織部会の今後の課題について。といいましても、現在、口述練習会の準備も追い込みに入っており、就職説明会の準備も視野に入れな

ければならない状況下で、今後の組織部会についての見通しや展望といったことを考える余裕は正直言って全くないのですが、一般に、組織（集団）は全体の2割の人で全体が支えられているといわれているようですが、PA会の幹事会や口述練習会の試験官役を引き受けてくださる先生方の顔ぶれをみて、2割かどうかは別にして、一部の会員がPA会の仕事を引き受けることで、PA会の運営がなされているという現実を目の当たりにしています。PA会の運営に協力して頂ける会員の数を増やすのも組織部会の仕事であると思いますが、幹事である私に、残念ながら、この問題の改善策について具体的なアイデアはなく、この問題に対して組織部会として何ができるのかという点につきましては、結局、先送りになりそうです（もっと気の利いたことを書きたいとは思っていますが、締切り直前なため、こんな書き方になってしまった・・・）。



庶務 I 部会



野田 薫 央

庶務1部会は、毎月開催されているPA会幹事会の準備作業を担当しています。幹事会の「縁の下の力持ち」と言ったところでしょうか。

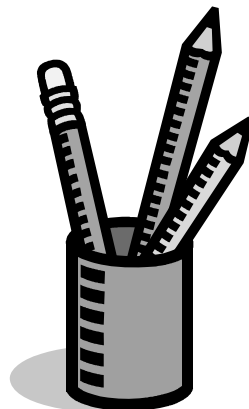
庶務1部会の具体的な仕事は、幹事会の会場の確保、幹事の先生方へのご連絡、出欠確認、お弁当や飲み物の手配、当日の会場整備、受付と会計、議事録の作成等です。これらの作業を部会長の眞野修二先生と2人で担当しています。

幹事会では、萩原幹事長を議長として毎月様々なことが話し合われています。日本弁理士会正副会長会の報告、日弁幹事会の報告、PA会各作業部会の報告、弁政連からの報告、弁理士会の役員選挙について等、挙げられたテーマについて活発

な意見交換が行われ、必要に応じて決議をとります。往々にして和やかなムードで話し合いは進みますが、重要案件では、白熱した議論が闘わされる場合もあります。

あまり知られていないことですが、幹事会の費用は基本的に独立採算となっています。すなわち、幹事の先生方は忙しい時間を割いて幹事会に参集し、自分で会費（会場費やお弁当代等）を支払って、PA会のために夜遅くまで議論しているのです。

庶務1部会では、このようにPA会にとって重要な会議であるPA会幹事会が、スムーズに執り行われるように心がけて毎回準備を行っています。残りの任期も幹事会に出席する先生方が気持ちよく議論を行うことができるように頑張っていく所存です。



人 事 部 会

人事部の主な仕事は、日本弁理士会の本会と関東支部、及び日本弁理士クラブに対して、委員会やセンターの委員を推薦することです。

本年度の日本弁理士会における委員会やセンターの委員人事も、昨年度と同様に「次年度人事検討委員会」を委員会の一つとして立ち上げ、各会派の代表を集めて人選を行いました。PA会からは、萩原幹事長と私が代表として参加し、人事部会で検討した人材をこの「次年度人事検討委員会」で委員会やセンターの委員として推薦し、多くの優秀な人材が日本弁理士会で活躍できるように奮闘いたしました。

また、この「次年度人事検討委員会」では、多くの重要な委員会について、PA会からの人材推薦を依頼され、これを人事部に持ち帰って、適切な人材の検討、ご本人への受認依頼、および次年度人事検討委員会への推薦を行いました。

本年度の日本弁理士会は、初めての2年任期となる中島会長の下、委員会の新規設置や整理統合が行われ、下記に示す委員会やセンターなどが設けられています。PA会では、これらの委員会やセンターなどに対して延べ150人以上に及ぶ人材を推薦しました。

本年度の日本弁理士会の委員会等
研修所
中央知的財産研究所
知的財産支援センター
知的財産価値評価推進センター
国際活動センター
選挙管理委員会
綱紀委員会
不服審議委員会
審査委員会
紛議調停委員会
福利厚生共済委員会
防災会議
例規委員会
総合政策検討委員会
地域知財活動本部企画調整委員会
支部連絡委員会

知財ビジネスアカデミー
弁理士報酬検討委員会
コンプライアンス委員会
弁理士推薦委員会
財務委員会
知的財産政策推進本部
弁理士法改正特別委員会
広報センター
パテント編集委員会
知財流通・流動化検討委員会
特許委員会
意匠委員会
商標委員会
ソフトウエア委員会
バイオ・ライフサイエンス委員会
著作権・コンテンツ委員会
産業競争力推進委員会
不正競争防止法委員会
業務対策委員会
特許制度運用協議委員会
ADR推進機構
技術標準委員会
情報企画委員会
弁理士業務標準化委員会
インターン制度検討委員会
例規改正特別委員会
知財コンサルティング検討委員会

日本弁理士会の会員数が近年増大してきていますが、会派に属する会員の割合は減少してきており、委員会人事への会派の貢献が強く求められています。特にPA会は優秀な人材が多く、過去にも会長を始めとする要職に人材を送ってきた会派ですので、今後も多くの人材を送り続けることが求められるのは必須です。しかし、人事部会や幹事会などに属する会員の伝手などに頼った人材発掘では限界があり、今年度も、次年度の人事に備えてアンケートを実施する予定です。本年12月頃には全会員にアンケート票を送付させていただきますので、積極的なご回答を心よりお願い申し上げます。

平成19年度P A会旅行会報告

西伊豆の海は青かった！

野 田 薫 央

P A会では、会員相互の親睦と交流を図るために、毎年夏に旅行会が開催されています。今年は、8月25日（土）～8月26日（日）の1泊2日の日程で西伊豆の土肥温泉郷に行ってきました。私は今回が旅行会初参加だったのですが、担当幹事の穂坂先生と部会長の谷崎先生の周到な準備のおかげでとても楽しい2日間を過ごすことができました、この報告記事で、P A会旅行会の楽しさが少しでも皆さんに伝われば幸いです。

【旅行初日】

初日は土肥温泉の桂川シーサイドホテルに各自で集合です。電車組は、修善寺駅からジャンボタクシーに同乗して土肥に向かいました。道路の一部が突如陥没して通行止めになっていた国道136号が旅行の直前に開通し、できたばかりの仮設の橋で事故現場を通過しましたが、道路が数十メートルに渡り高さ5メートルほど崩落していて、TVのニュース映像で見るよりひどい状態でした。

無事に旅館に到着後は、各部屋で少しくつろいでお待ちかねの温泉です。温泉は露天もあってなかなかいい雰囲気でした。また、ホテルの部屋からは目の前の西伊豆の海が見え、何人かの先生方は、美しい海に沈む夕日を見るために海岸に出かけたそうです。

夕方からは宴会が開始。美味しい料理に舌鼓を打ちつつ、いろいろな先生方と気さくに話ができる絶好の機会です。今年は例年に比べて参加者が少なかったそうですが、それでも30人近い参加者で宴会は大いに盛り上がりました。私のように初参加でも参加者は全員P A会のお仲間ですので、「はじめまして」の方とも親交を深めることができました。

お腹が一杯になったころ、二次会の会場であるホテル内のスナックに移動。ここではカラオケに花が咲き、古い曲やら新しい曲が入り乱れて、先生方の美声？がこだましていました。私は神林先生と「宇宙戦艦ヤマト」と「銀河鉄道9 9 9」をデュエットさせていただきましたが、神林先生もアキバ系なのでしょうか？

二次会終了後も飲み足りない人が集まって、今度は部屋で三次会です。既に布団で就寝中のW先生を布団ごと持ち上げて部屋の隅に移動していただき（W先生、すいませんでした…）、集まったメンバーでさらに親睦を深めました。このような状況で初日の夜はふけていきました。

【旅行二日目】

さて、昨夜の二日酔いも何のその、自由行動の人を除き、二日目はゴルフ組と観光組に分かれて行動です。

ゴルフ組が向かうは、ラフォーレ修善寺です。天気が良すぎて熱中症が懸念されるほどでしたが、ゴルフ幹事の石渡先生の手腕もあって何事も無くゴルフを楽しむことができましたそうです。ハンディ戦でなく新ペリア方式で行われ、最後まで優勝者の予想がつかない展開となり、最終的に、1位：村田先生、2位：一色先生、3位：柳田先生という結果になりました。帰りの新幹線では、優勝した村田先生のおごりで酒盛りが始まり、盛り上がったそうです。

一方、今回の観光組は私も含めて僅か3人！でしたが、谷崎先生がご自分の車を出して下さったお陰で、穂坂先生と私とドライブ気分以西伊豆を観光しました。まずは土肥から程近い「恋人岬」へ。名前のとおりアベックが多かったです。次いで海蝕洞窟に遊覧船で侵入できることで有名な堂ヶ島天窓洞へ。我々も迷わず遊覧船に乗り込み、ちょっとしたクルーズ&冒険気分を味わいました。それにしても西伊豆の海の色は透明度が高く、本当に綺麗です。それから谷崎先生がお勧めの三共食堂で名物「小鰻寿司」を堪能し（めっちゃ美味でした！）、私は知りませんでしたが、「なまこ壁」で有名な松崎町の町並みや明治商家中瀬邸を見て回り、その後、伊豆の長八美術館近くの土産物屋でこれまた谷崎先生お勧めの名物「桜葉もち」を土産に購入し、伊豆急下田駅にて無事解散となりました。

このように、旅行会担当の穂坂先生と谷崎先生

には、私は最後までお世話になりっぱなしでした。
観光コースもいろいろと企画していただき本当に
ありがとうございました。

さて、気が早いですが、私は来年もPA会旅行
会に参加するつもりです。来年も多くのPA会
員の皆さんと旅行会でお会いできることを楽しみに
しています。

PA会旅行会



ゴルフ同好会

主幹事 石 渡 英 房



独り言：最近、女子プロのゴルフがおもしろいよね。若い選手が次々と出てきて、活躍しているし。女子プロの飛距離は、ぼくらとほぼ一緒に参考になるよ。でも、ゴルフは見ておもしろいものだけど、やってみるともっとおもしろいよ。道具代やプレイ代がちょっと高いし、また、時間がたくさん取られるから、30～40歳代のお父さんたちにはしんどいかもしれないな。けれども、ゴルフは歳をとってもできる生涯スポーツだし、なによりも知り合いが増えるよ。それから、パートナーとゴルフをするのもおもしろいね。ただし、奥さんはめきめき腕をあげ引き離されるかもね。ちょっと敷居は高いけれど、チャレンジするとおもしろいスポーツだよ。ゴルフ同好会もそんなに堅苦しい雰囲気でもなく、若い人の意見を聴く雰囲気はあるからね。メタボ対策にもいいんじゃないの。

☆ ☆

それでは、最近のP A会のゴルフ同好会の動きを紹介しつつ、ぜひ、ゴルフを始めていただくようお勧めしたいと思います。

☆ ☆

ゴルフ同好会では、年間4回にわたり東京近郊の名門といわれるゴルフコースでコンペを開催しています。また、それだけでなく、前年度弁理士会役員を慰労するコンペを例年5月に行っており、これもゴルフ同好会の会員を中心に行っております。

本年のコンペをざっとご報告しますと、第1回は通算150回記念ということで、2007年4月21日（土）に伊豆大仁カントリークラブで1泊をして開催しました。これは、他会派の方11名を含む31名が参加し8組で行われました。優勝は江原望先生（ネット69）でした。第2回は6月28日（木）に狭山カントリークラブで行われ、3組11人が参加して、優勝は加藤伸晃先生（ネット76）でした。第3回は日高カントリークラブで行われ、3組10名の参加となり、優勝は村田実先生（ネット77）でした。第4回は現在計画中ですが、11月下旬の平日に桜ヶ丘カントリークラブで行われる予定です。なお、このような例会のほか、先にご紹介した役員慰労コンペ（谷先生と岡部先生の慰労）

が、6月13日（水）に武蔵野ゴルフクラブで4組15名で行われたり、P A会の旅行会でも、ラフォーレ修善寺ゴルフクラブで4組13名で行われたりしています。旅行会のコンペは同好会の会員でなくとも参加でき、私も、一番最初にP A会のゴルフコンペに参加したのは旅行会のものでした。

年4回開催されるコンペはハンディキャップ方式で行われており、ハンディ4～36の方がいらっしやいます。ハンディはゴルフ同好会で管理しており、優勝すると3割減、準優勝では2割減、3位は1割減となっていますので、ハンディ36の人でも優勝する確率がだんだん増して行き、結局のところ、全員が1回は優勝できるチャンスがあるようになっています。プロのトーナメントですとこうはいきませんが、楽しいゴルフをしようという趣旨ですね。

そのほかには、準優勝、3位賞それから順位賞が5飛びであり（5位、10位、15位など）、ドラコン、ニアピン、ベスグロ、ブービー、大波、小波などがあります。よくご存じない方のために内容を紹介しますと、ドラコンというのは、ドライビングコンテストの略で、ドライバーでの第1打の飛距離を競うものです。ただし、フェアウェイ上で球が停止する必要があります。ニアピンは、パー3のショートホールで、第1打がピン（カップ）から最も近い位置になった者に与えられる賞です。ベスグロは、ベストグロスの略で、ハンディをカウントせず実際に打ったトータル打数が最も少ない者に与えられます。ブービーは、順位賞のひとつで、最下位から2番目の者に与えられます。大波は、前半9ホールと後半9ホールの打数を比較して、その差が大きかつ後半のほうが成績のよい者に与えられます。小波は、前半と後半の差がもっとも少なくかつ後半のほうが成績のよい者に与えられます。ベスグロは名誉ある賞で賞品も3位相当額ですが、ブービーもまた同じ額で、今後の発奮を期待させるものとなっています。要するに、いろいろな賞を用意しており、実力で獲得できるものもあれば、ラッキーのみでいただけるものもあり、帰って家族に自慢できるようになっているわけです。

また、シニアの先生にも楽しんでいただくため、ドラコンについてはシニアドラコン（65歳以上）を設定しており、さらにグランドシニアドラコン（70歳以上）も設けています。また、女性の先生もシニアドラコン参加資格があり、一緒に楽しむようになっています。

☆ ☆

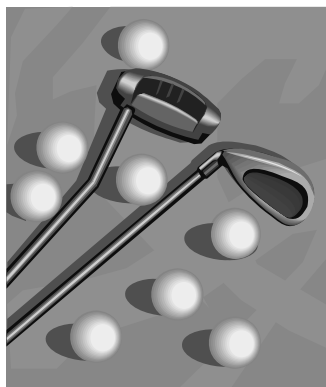
ここ数年の課題としては、どこの会派も同じようですが、参加者が少なくなり、例会のコンペは4組がやっとという感じです。当同好会も新規会員を通年で募集していますが、特に若い層の先生に参加していただきたいと考えています。このために、本年度は夏以降、月1回のペースで虎ノ門にある打ちっ放しの練習場で、ゴルフ練習会を開催しています。これは、道具がなくてもいいから（道具は借りるのですが）、当同好会のゴルフのベテランの先生のアドバイスを受けながら実際に球を打ってみるという催しです。ゴルフの経験はなくても大丈夫です。6時半ごろから約1時間半ほど練習して、汗をかいたところで、近くの飲み屋に行ってビールを飲むというもので、だんだん初めて参加する新しい先生が集まってきました。いきなりコンペに行くというのは少し敷居が高いよ

うなので、このような形でちょこちょこ練習しながら近くのショートコースに行き、最終的にコースデビューを目指そうというものです。さいわい、教える方も教わる方も熱心な先生が集まってきており、年内にはショートコースに行く具体的計画を策定しているところです。

☆ ☆

ゴルフの良いところは、ベテランも初心者もそれなりに楽しめて一緒にプレイできるところです。また、私どもの仕事は、「座ってする仕事」であり、普段は事務所で締め切りなどに追われて神経をすり減らしながらやっていることが多いようです。たまにゴルフ場のような緑に囲まれた広いところで歩き回り、ときどきナイスショットをすると、ストレスも解消されるのではないのでしょうか。もっとも、上手な先生の中には「ゴルフは我慢して我慢して我慢するスポーツである」という方もいらっしゃいますが、とりあえず、初心者は楽しむゴルフをやりながら、だんだんと上手になっていけばいいと思います。

ちょっとゴルフをやってみたいなという方は、ぜひ、練習会から参加してください。お待ちしております。



麻雀同好会

「PAMJ会」

幹事長 杉本文一

「携帯」は皆さんお持ちですよ。ちょっと前までは電車の中でもバスの中でもピーピーとうるさかった記憶があります。それも今ではほとんどなくなり、ただ黙々と画面とニラメッコという風景に変わりました。カチカチとキーの音が少しするだけです。

私の場合はあまり自慢にはなりません、ものすごく古い型のもので公衆電話の役目だけに持ち歩いているだけです。

それにしても、皆さんあんな小さな文字を印刷文字ではなく、画面文字をくるくる回しながらよく見ていられるものと感心しています。何年か後に目がどうなっているか心配です。

電車の中などで隣で一生懸命携帯とニラメッコしている方達の画面を時々ぞき見します。そうすると、いろんな方達がいろんなことを楽しんでおられるのがわかります。そんな中で時々若い方が夢中で麻雀ゲーム（麻雀牌の絵があるのでそう思うだけ）をカチカチとやっておられるのを時々目にするがあります。ただ、どのような遊び方なのかまではわかりません。画面の下辺に牌を一行に引いてきては選択している作業をずっと続けている様子までしかみれません。

会員の方々にも携帯で麻雀をおやりになったことがおありの方もおられると思います。麻雀にはいろいろな馴れ初めがありますが、私の場合は学生時代に単なるメンツのコマとして実践に参加させられたことが始まりです。また、その後、女性を交えて花札カードのような麻雀カードで、練習なのか、楽しみなのか不明でしたが一生懸命なところに出くわしたこともあります。

その昔、テレビ番組で大橋巨泉さんが実践麻雀教室をやっておられたことも思い出します。いろいろと解説が入っていましたが、その都度なるほどと思ってみたり、今度実践で使ってみようなど

とも思っていました。しかし、何か物足りない思いをしたことも思い出されます。それは何と云っても相手のいる卓を囲んで、そして目の前に牌を引いてきてのものとは異なり、3人もいる相手の動向を自己流でも何ら読むことなく、携帯麻雀と同様言わば一人相撲でしかないことに気づきます。

よく云われることに麻雀ゲームはその人の性格が最もよく表れるゲームの一つであるとも云われています。我がPAMJ会に入会してかなりの時間が経ちますが、かなりの部分対戦相手の性格をも読み込んで勝負を賭けることもしばしばです。

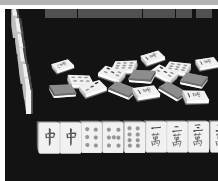
そのことを一番よく表すことが、初めて例会に出てこれらの方がトップを取られることです。それは全く対戦したことのない相手の選手に対して他の方々に相手の出方、考え方が全くインプットされていないからでしょう。

このことは何もゲームだけに限ったことではないかも知れませんが、対戦相手を読むことは見えない相手を想定しながらの明細書かきとも一脈通じるものがあるようにも思えます。

携帯でゲームを楽しんでおられる方、一度本物の卓で相手のいるゲームを経験されてみては如何でしょうか。

一寸のぞいてみようかなとお思いの方、例会は年6回、偶数月の第一土曜日、午後1時から虎ノ門近くの雰囲気の良い雀荘「エリートウエスト」（港区西新橋1-14-12、第三高橋ビル5階、〈電話、03-3508-1181〉■新橋駅から徒歩約4分、虎ノ門駅から徒歩約3分）で開いています。

また、入会を希望される方は、幹事の福田賢三先生（電話、03-3501-8751）までご連絡頂ければ次の回より優先的にご参加頂けます。



テニス同好会

幹事 平 山 洲 光

毎週水曜日、18:30~20:30、ベテランのコーチがついて、地下鉄千代田線湯島駅近くの黒門小学校の校庭で練習会を開いています。初心者からベテランまでどなたでも奮ってご参加下さい。力のいらぬ合理的なスイングを目指しています。

仕事を終えて、コンビニのにぎり飯を軽くほおばって、そこそこにテニスコートに駆けつけて、ネットの前に立つときの爽快感は、一体どこから来るのだろうか。夜空を見上げて、思わず背伸びをして、深呼吸をしながら、ああ、今日もここにこれて良かったなあと、コートにも天気にも、そこに集まった人たちみんなに、感謝を込めて、ありがとう、お願いします、という言葉が自然に湧いて出てくるのは、何故なのだろうか。ボールを打つ、ボールは飛ぶ、ボールは跳ねる、ボールは弾む、ボールは越える、ボールは風を切る、ボールは転がる、ボールは逃げる、ボールは向かってくる、ボールは遊ぶ、ボールは軽くなり、重くなり、素直にも捻くれもし、おこり、笑い、泣き、ぶつかり、気後れもおごりも落胆も厳しき優しさも知っている。テニスは楽しい、止められない。

さて、

1. 平成18年度の日本弁理士クラブ主催テニス大会

平成19年1月20日、品川プリンスホテル高輪テニスセンター(室内コート)において、PA会1、春秋会2、甲南クラブ1、無名会1、稲門クラブ1の合計6チームによる総当戦を行い、PA会テニス同好会は、平成11年度から平成16年度まで続けていた6連覇の偉業もむなしく、昨年度に続いて優勝はなりませんでした。出場メンバーは、後藤政喜会長、川島利和先生、田中勲先生と私でした。川島先生には最初から最後まで安定したサーブとストロークで奮闘なされ、ありがとう御座い

ました。

2. 日本弁理士協同組合主催テニス大会

平成19年4月21日、全面オムニコートに新装なった昭和の森テニスクラブにおいて、PA会2、春秋会2、甲南クラブ1、無名会1、稲門クラブ1、弁理士クラブ2、同友会1の10チームによる総当戦を行い、PA会テニス同好会は、去年に続いて4位になりました。当日は、風がやや強かったのですが、晴天で昼間の温度上昇が激しく、相手よりも暑さが手強く、どうにも、試合後のビールが目にはらつく展開となったのが敗因でした。また、今大会は3連勝中の同友会が2位、弁理士クラブ1、2が優勝と3位をさらう形勢となり、4位以下のPA会を始め、日弁クラブ各チームの奮起が待たれるところです。

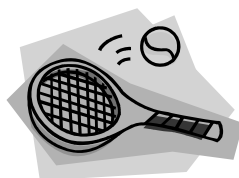
出場メンバーは、安田徹夫先生、本田昭雄先生、田中勲先生、齋藤秀俊さん、後藤政喜会長、谷崎政剛先生、板垣忠文先生、岩永勇二先生、中野圭二先生に私でした。久々登場の安田先生には衰えを知らないベテランの腕前を發揮していただきました。初出場の本田先生は1週間前にコートの下見に行かれる熱心さで、腕前も練習当初からは見違えるようでした。田中先生にはいつもの軽快なテニスを、齋藤・後藤先生のベテランコンビはチームリーダー的な重厚なテニスを、谷崎・板垣先生、岩永・中野圭二先生のコンビは若々しいPA会のテニスを盛り上げてもらいました。皆様、お疲れ様でした。次会も頑張りましょう。

(連絡先) 幹事 平 山 洲 光

TEL 03-3253-0098

FAX 03-5289-0330

E-mail: hi@hirayama-pat.com



スキー同好会

幹事 田 中 勲

スキー同好会では、初心者から経験豊かなスキーヤー・スノーボーダーまでが自由に参加できるスキー旅行会を毎冬開催しています。多忙を極める時期かと思いますが、ご興味のある方は、何とか都合を付けて遊びにきていただければと思います。最近入会された方の参加も大歓迎です（幹事も比較的新しい部類の会員です）。

先シーズンは先々シーズンに倣って2回のツアーを実施し、2月初旬に白馬栂池高原に、3月中旬には北海道に行きました（従来利用していたホワイトワールド尾瀬岩鞍には行きませんでした）。栂池高原ツアーは、従来の尾瀬岩鞍よりも費用を低額に抑えていますので、比較的若い先生方にも気兼ねなく参加していただきたいと思います。一方、北海道ツアーではリゾート気分が満喫できます。



===栂池高原スキーツアー===

2月2日（金）から4日（日）にかけて栂池高原スキー場に行きました。このスキー場は、下の方は緩斜面が広がっているものの、山頂付近から中腹にかけては適度な斜度で幅広のバーンが続いており、衝突をあまり気にすることなく滑ることのできるスキー場です。

このツアーでは、新幹線で東京・長野間を、高速バスで長野・栂池高原スキー場間をそれぞれ往復しました。参加者は14名とやや少なめでしたが、雪不足と言われていた中、天候にも雪質にも恵ま

れたこともあって、思う存分スキーないしスノーボードを楽しめました。

宿は費用を抑えるべくホテルではなく民宿を利用しましたが、それでも朝・夕の食事は量・質とも充分でした。夕食後は食堂を借り切って宴会に興じ、スキーや仕事などについて熱く語り合うなど、時間を忘れて盛り上がりました。



===北海道スキーツアー===

北海道ツアーでは、3月9日（金）～11日（日）に北海道ルスツリゾートスキー場に行きました。先々シーズンの30名には及びませんでしたが、20名を超える参加者があり、また、PA会の単独開催にもかかわらず（先々シーズンは春秋会との合同企画でした）、春秋会や稲門弁理士クラブ等からもご参加をいただき、大変盛り上がりました。



===今シーズンについて===

今シーズンも2回のツアーを企画するつもりです。今のところ、2008年1月25日(金)～27日(日)に柵池高原スキー場に、2月22日(金)～24日(日)にルスツリゾートスキー場に行くことを予定しています。スキー同好会の会員には、シーズンが近

付きましたら詳細なご案内をお送りするつもりですが、会員以外の方々でも、幹事(isao-tanaka@isshiki.com)までご連絡いただけましたら、案内をお送りするようにいたします。

以上



(柵池高原スキー場にて)

ボウリング同好会

幹事 鈴木 利之

ボウリング同好会では、各年度5～6回のボウリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボウリング大会を兼ね、また、10月頃の大会を春秋会及び稲門弁理士クラブと合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、1年に1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、

約1時間半のボウリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボウリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験していますが、最近は優勝がなく、有望な新人が入会されることを強く期待するところです。過去にボウリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボウリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度は、7月27日にミックスダブルスの大会を、9月21日に通常の大会を実施しました。そして、10月19日に春秋会・稲門弁理士クラブとの合同大会を、12月13日に日弁ボウリング大会を予定しています。さらに、来年に入っても通常の大会を予定しています。



囲碁会たより

幹事 小杉佳男

PA会囲碁同好会は、平成3年に発足し、当初は年2回の大会と毎月1回の練習会を開いており、大会には多数の先生方の参加があり盛会でしたが、近年は、熱心な高齢の先生方も少なくなり、大会の参加者が減少する一方でした。

そこで昨年9月から、大会を廃止し、毎月定例日を固定し、研修対局会を開催するシステムに変更しました。その都度開催通知は出していませんが、連休や正月等も例外なく実施しております。

会場及び開催時間は、

港区新橋2-12-5 池伝ビル9階
特許技術開発株式会社の会議室（阿形先生

のご厚意による）

毎月第1土曜日及び第2土曜日の10時30分より17時まで
です。静粛で落ち着いた雰囲気、大変立派な会場です。

手合いは点数制です。各自の持ち点を定め、1局ごとの勝敗に応じて1点ずつ上下します。点差に応じて、「手合割り」と「コミ」が変化します。

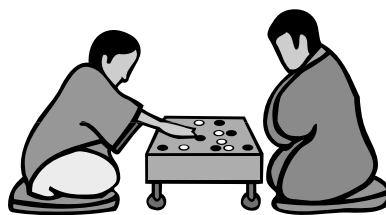
各自の持ち点の基準を、初段格100点、6段格150

点としています。現在90点から170点に亘って分布しており、上記基準から言うと1級から8段までに亘っていることになります。

囲碁会の運営をこのようにしてから、一年経過いたしました。現在、PA会の会員以外の方も含めて、毎回、6～10人の同好者が参集し、囲碁を楽しんでいます。

いつでも、どなたの参加でも歓迎いたします。参加される方で、当日、不明なことがありましたら、阿形先生の専用電話3591-9903にお問い合わせ下さい。

なお、上記研修対局会はどなたでも参加でき、囲碁大会等も廃止し、同好会組織を維持する必要もなくなったので、この際、PA会囲碁同好会を解散しては如何かと考えております。なお、碁盤5組その他の資産は、購入時にPA会からの40%の補助と残額有志の寄付によって揃えたものなので、上記研修対局会に無償譲渡してよいものと思います。



アウトドア同好会

幹事 松田嘉夫



めだま焼きは地球を救う！？

ある朝、フライパンでめだま焼きを作っていて気がついた。調理が終わるまでのガス火をつけている時間がゆで卵のときよりもずっと短い。炭酸ガス排出量を減らすために今日からめだま焼きにしよう！（文末参照）

アウトドア同好会について

閑話休題。この同好会は、野外活動を通じてP A会員およびご家族の皆様の親睦とリクリエーションを図ることを目的としています。キャンプや釣りなどに限らず、会員の嗜好や体力に合わせてより幅広い分野で野外活動の楽しみを享受することをモットーとしています。

これまで当同好会では、“ウォーキング・プラスアルファの楽しみ”をテーマに、高尾山・自然観察ハイキング（平成15年3月）、富士登山会（平成16年6月）、冬の北陸で鳥類と甲殻類に親しむ会（石川県加賀市・平成17年1月）などを実施してきました。

また、こうした野外活動だけでなく、企画会議を兼ねた懇親会や、舟橋栄子先生（*）による貴重な海外遠征記録を中心としたビデオ映写会など、仕事の後で気軽に参加できる会合も随時的に開催しています。

*当同好会では、舟橋先生が所属する山岳映画サロンが恒例として開催しているチャリティー山岳映画会のご紹介をしています。今回は、例年と同様JR池袋駅東口の豊島公会堂にて10月24日（水）午後5時45分開場となっています。

・今後の活動予定

本誌の発行と前後して恒例の秋のハイキングまたは懇親会等が企画ないしは実施されていることと思いますが、この原稿を書いている時点では実施時期等は未定です。実施の際は、その詳細をP A会HP等によりお知らせいたしますのでぜひご参加ください。もちろん同好会会員でなくともOKです。

当同好会への入会希望やご意見等は幹事までお知らせください。また、こんな良いハイキングコースがある等の情報やご案内いただける方も募集しております。



富士登山会にて

めだま焼きを最短時間で調理するコツ

焼くときにフライパンにはできるだけしっかりと蓋をすること。これによりたまご自身の水分を利用して短時間で蒸し焼きにできるのである。焦げつき防止加工をしたフライパンを使用すれば油なしでも焼けるのでヘルシーでもある。半熟ならば中火でフライパンを加熱し始めてから2分+余熱1分程度で調理できる（使用する器具、卵の数、ガスの熱量等によって多少の違いが生じる）。

スクーバダイビング同好会

幹事 中野圭二



スクーバダイビング同好会は、毎年1～2回のスクーバダイビングツアーを企画、催行しています。本年度は、9月16～17日に初島へ行ってきました。

《初島に上陸》

初島ツアーの参加者は、Sさん、Tさん、私と、春秋ダイバーズ部長のQさん、稲門ダイビング同好会部長のBさんのゲスト2名を加えた総勢5名。初島は、熱海港の沖合10kmに浮かぶ周囲4kmの小さな離島で、熱海からフェリーで僅か25分です。なんとコンビニ、銀行、ATM、郵便局、常設の病院もない小さな島です。

昨年ライセンスを取得したばかりのSさんは、残暑が厳しい中、なんと自転車で熱海に現れました！自転車で乗ったのは小田原から熱海までですが、本当は東京から熱海まで自転車に乗って来たかったそうです。

晴れ女・晴れ男？に恵まれ、天気予報も見事に外れた快晴の中初島に到着しました。早速、ウェットスーツに着替えようと準備していたら、何だかSさん（お魚の名前にありますね）の様子がおかしい。なんと、ウェットスーツの下に着る水着を忘れたとのこと。レンタル水着店もない・・・さあ、困ったと思っていたら、2枚水着を持っていたA氏から水着を借りて、何とか事なきを得ました。そんなこんなもありましたが、無事、器材をセットして、いざ初島の海中へ。



ジョーフィッシュ

初島は、都心から近い割に透明度が極めて高く、コンディションがよければ透明度30mということもあるようです。また、ビーチエントリーにもかかわらず、回遊魚などの大物遭遇率の高いところ。初日はダイビングセンター前のフタツネというポイントで2ダイブ。フタツネは、初心者でも安心して潜れるポイントですが、大物遭遇率が高く人気の高いポイントです。



ホシエイ

1週間前に直撃を受けた台風の影響で、海の中の地形が変わってしまい、さらにエントリー口にあった鎖がコンクリートごと引きちぎられていました。なんと自然の力でしょう。ウミウシのような小さい生き物は台風で流されて何処かへ行ってしまったそうですが、その代わり、イサキ、カンパチのような大物の群れが来ているとのこと。ダイビングエリアの直ぐ近くに、遊漁船がたくさん群がっているのが見えます。これは回遊魚が来ている証拠と、期待が膨らみます。

台風による影響か、エントリーしてから直ぐのところは透明度5m以下(>_<)。しかし、沖へ泳いでいくと透明度15～20m(^-^と)と視界良好に。銀色にきらめく大河のようなキビナゴの群れを狙って泳ぐカンパチ、イサキはいましたが、大物の大群は遊漁船に吊り上げられてしまったのでしょうか？残念ながら出会えませんでした。初日は、イセエビ漁解禁日の前日ということもあって、昼間なのに岩の間に大量のエビ、エビ、エビ。なお、

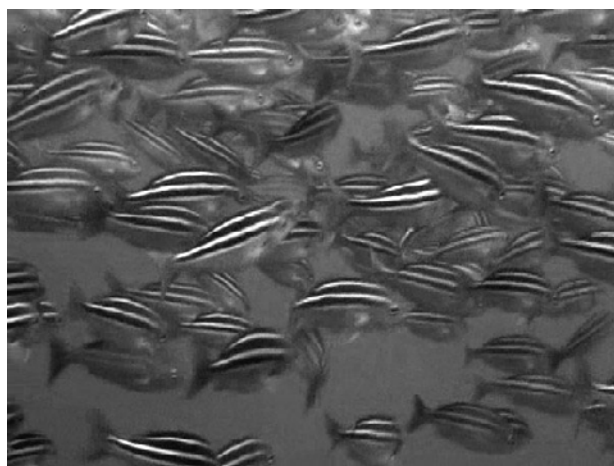
翌日、つまり解禁日初日に潜ったら、かなりエビの数が減っていました。最強の捕食者は人間です。

さて、最強の捕食者は何を食べたのか？

初島での宿泊はリゾートホテルか民宿になります。今回は民宿に泊まりました。安いからというものもありますが、民宿で出る海の幸が食べたい！という理由です。民宿のオーナーさんは、以前、首総官邸に料理人として勤めていた方で、夕食の豪華なこと。先ほどまで生きていた魚の船盛り。とても食べきれない量の美味しい食事が出ました。お昼には有名なアジ・イカ丼や岩海苔ラーメンを食べました。

2日目は、皆さん美味しいものを食べて体力がある？ということで、少し遠くのイサキネというポイントまで頑張って海中を泳いで行きました。朝一番の海はとても綺麗で、エントリー口近くでも10m以上見えます。そして、大物が出ると言われるイサキネまで泳いで行くと、透明度はたちまち25m！どこまでもどこまでも見渡せます。さらにどこまでもどこまでも続くキビナゴの群れ、イサキの群れに感動しました。

今回のツアーは、幹事交代による日程調整の遅れもあって、少数精鋭のツアーになってしまいました。日程の合わなかった会員の皆さん、来年は是非参加してください。沖縄へ行きたいというリクエストもありますので、ひよっとしたらひよっとしますよ。



イサキの群れ

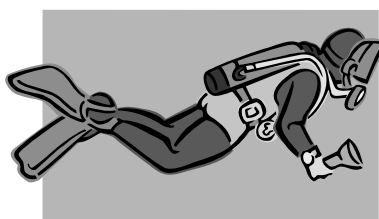
《会員大募集！》

スクーバダイビング同好会では、会員を募集しています。ダイビングに興味のある方は、是非、幹事までご連絡下さい。

連絡先

幹事： 中野圭二

E-Mail: na@kikuchi-nakano.com



ソフトボール同好会

幹事 蔵 合 正 博

ソフトボール同好会活動報告

PA会ソフトボール同好会は例年、年2～3回東京近郊のグラウンドを借りて試合ないしは練習を行うことを目標としております。しかし最近では、同好会の会員の皆様も高齢化したために、あまり

活発には活動しておりません。若手の会員が増えて、以前のように同好会内部で、或いは他のクラブのチームと試合や練習ができるようになることを期待しています。



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 越 智 隆 夫

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。

会員の方々へのご寄付の依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も、平成19年9月30日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 0 0 1 7 0 - 7 - 5 3 6 8 2 0

加入者名 PA会

阿形 明	浅井 章弘	浅野 彰	浅村 皓	阿部美次郎	網野 友康
新井 孝治	荒井 俊之	飯阪 泰雄	飯田 岳雄	飯田 伸行	飯田 房雄
五十嵐孝雄	池上 徹真	石川 英毅	石黒 健二	石橋 脩	石原 啓策
石渡 英房	泉 克文	井滝 裕敬	一色 健輔	井出 正威	伊東 彰
伊藤 茂	伊東 忠彦	伊藤 充	稲垣 清	稲葉 良幸	井上 元廣
井上 義雄	今村 正純	岩田 弘	上田 和弘	内山 充	宇都宮正明
産形 和央	江原 望	大家 邦久	大垣 孝	逢坂 宏	大谷 保
大音 康毅	大西 正悟	大橋 英明	大場 正成	大山健次郎	小笠原吉義
岡田 守弘	岡戸 昭佳	岡部 正夫	小川 順三	小川 信一	押本 泰彦
小野 尚純	小原 二郎	影山光太郎	加古 進	柏谷 昭司	春日 讓
片山 英二	加藤 朝道	加藤 一男	加藤 卓	加藤ちあき	香取 孝雄
狩野 彰	上山 浩	鴨田 哲彰	河合 千明	川上 宣男	川口 義雄
川崎 仁	川野 宏	川和 高穂	神崎 敬直	菊谷 公男	菊池 武胤
草間 攻	工藤 宣幸	工藤 実	栗原 和彦	栗原 浩之	黒川 朋也
小池 寛治	神津 堯子	河野 英仁	國分 孝悦	小島 清路	古関 宏
児玉 喜博	後藤 政喜	小西 富雅	小林 英一	小林 和憲	小林 純子
小林十四雄	小山 欽造	櫻木 信義	佐々木聖孝	佐藤 正美	佐藤 祐介
市東 篤	四宮 通	治部 卓	清水 徹男	庄子 幸男	杉浦 正知
杉村 興作	杉本 文一	鈴木 大介	鈴木 利之	鈴木 秀雄	関 正治
蔵合 正博	曾我 道治	高梨 範夫	高橋 雅和	鷹見 雅和	竹内 澄夫
田下 明人	舘石 光雄	田中 敏博	田中 正治	田中 義敏	田辺 恵基
谷田 拓男	谷 義一	田村敬二郎	土屋 勝	寺崎 史朗	中尾 直樹
中島 敏	中嶋 重光	中平 治	中谷 光夫	中山 健一	西尾 章
西下 正石	二宮 正孝	野末 寿一	野中 克彦	萩原 康司	長谷川哲哉
長谷川洋子	馬場 玄式	平木 祐輔	平田 忠雄	平山 洲光	広瀬 和彦
福田 賢三	福村 直樹	藤野 清也	伏見 直哉	舟橋 榮子	穂坂 道子
星埜 一彦	星野 昇	本多 一郎	増井 忠弼	松井 伸一	松井 光夫
松浦 憲三	松田 嘉夫	松永 宣行	松本 悟	三浦 邦夫	三浦 進二
三宅 正夫	宮越 典明	村田 正樹	村田 実	森下 賢樹	森 友宏
森山 隆	柳田 征史	矢野 裕也	山内 梅雄	山下 穰平	山田 正紀
山田 稔	山田 隆一	山本 忠	湯本 宏	若田 勝一	和田 憲治
渡邊 敬介	渡辺 望稔				

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋元不二三	昭37	秋	黄綬	田中博次	昭52	春	勲四瑞宝
	昭42	秋	勲五双光旭日	柴田時之助	昭52	秋	黄綬
田代久平	昭38	秋	藍綬	海老根駿	昭53	春	勲四旭日小
	昭44	春	勲四瑞宝	近藤一緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中松潤之助	昭40	秋	藍綬	秋沢政光	昭54	春	黄綬
	昭42	秋	勲二瑞宝	曾我道照	昭54	春	黄綬
森武章	昭39	秋	黄綬	吉藤幸朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯浅恭三	昭39	秋	紺綬	小山欽造	昭55	春	藍綬
	昭46	秋	勲三瑞宝	小川一美	昭55	春	勲五瑞宝
湯川龍	昭39	秋	黄綬	入山実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅村成久	昭41	秋	藍綬	矢島鶴光	昭55	秋	勲三瑞宝
小川潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野間忠夫	昭55	秋	紺綬
竹田吉郎	昭43	秋	黄綬	磯長昌利	昭56	春	勲四瑞宝
	昭49	春	勲五瑞宝	三宅正夫	昭56	秋	黄綬
黒川美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉村悟	昭57	秋	黄綬
中島喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池永光彌	昭58	春	勲四旭日小
松野新	昭46	春	勲四瑞宝	光明誠一	昭58	春	黄綬
足立卓夫	昭46	秋	黄綬	高田忠	昭58	秋	勲三瑞宝
	昭53	秋	勲五瑞宝	小林正雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清瀬三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸村玄紀	昭59	春	勲四瑞宝
原増司	昭47	春	勲二瑞宝	西村輝男	昭59	春	黄綬
高橋修一	昭47	秋	紫綬	渡辺総夫	昭60	春	勲四瑞宝
	昭56	秋	勲四旭日小	大条正義	昭61	春	黄綬
笠石正	昭48	秋	藍綬	小山欽造	昭61	秋	勲四瑞宝
	昭57	秋	勲四瑞宝	松原伸之	昭61	秋	黄綬
大条正義	昭48	秋	紺綬	桑原尚雄	昭61	秋	黄綬
伊藤貞	昭49	秋	黄綬	中村豊	昭62	春	勲四旭日小
	昭55	春	勲五瑞宝	田坂善重	昭62	春	勲四瑞宝
沢田勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網野誠	昭62	秋	勲四旭日小
小橋一男	昭50	秋	藍綬	岡部正夫	昭62	秋	藍綬
飯田治躬	昭50	秋	黄綬	小橋一男	昭63	春	勲四瑞宝
田丸巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青野昌司	昭63	秋	勲四瑞宝
中島和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大野善夫	平2	秋	黄綬
味田剛	昭52	春	勲三瑞宝	三宅正夫	平3	春	勲五双光旭日章
山本茂	昭52	春	勲三瑞宝	田中正治	平3	春	黄綬

清水	徹	男	平3	秋	黄綬	柳田	征史	平12	春	黄綬
野間	忠夫		平3	秋	黄綬	土屋	勝	平12	秋	黄綬
今		誠	平4	秋	勲四旭日小	湯本	宏	平12	秋	黄綬
佐々木	清隆		平4	秋	勲四旭日小	岡部	正夫	平13	春	勲四瑞宝
羽生	栄吉		平4	秋	勲五瑞宝	久保田	藤郎	平13	春	黄綬
石川	長寿		平4	秋	黄綬	増井	忠貳	平13	春	黄綬
秋沢	政光		平5	春	勲四瑞宝	松原	伸之	平13	秋	勲五双光旭日
緒方	園子		平5	秋	黄綬	安達	功	平14	春	勲四旭日小
安井	幸一		平5	秋	黄綬	菊池	武胤	平14	春	黄綬
瀬谷		徹	平6	春	勲四旭日小	星野	昇	平15	春	勲四旭日小
富田		典	平6	春	勲四瑞宝	渡部	剛	平15	春	勲四瑞宝
大塚	文昭		平6	春	黄綬	小池	寛治	平15	春	黄綬
野口	良三		平6	秋	黄綬	清水	徹男	平15	秋	旭日双光章
浅村		皓	平7	春	藍綬	宇佐美	利二	平15	秋	瑞宝小綬章
江原		望	平7	春	黄綬	神原	貞昭	平15	秋	経済産業大臣表彰
松隈	秀盛		平7	春	勲四瑞宝	大塚	文昭	平16	春	旭日双光章
長谷川		穆	平7	秋	藍綬	林	鈺三	平16	春	瑞宝小綬章
吉村		悟	平8	春	勲五瑞宝	井上	義雄	平16	春	黄綬
村松	貞男		平9	春	勲四旭日小	松尾	和子	平16	春	経済産業大臣表彰
村木	清司		平9	春	黄綬	高見	和明	平16	秋	瑞宝小綬章
末野	徳郎		平9	秋	勲四旭日小	井出	直孝	平16	秋	黄綬
河野		昭	平9	秋	黄綬	稲葉	良幸	平16	秋	黄綬
桑原	英明		平9	秋	黄綬	飯田	伸行	平17	春	黄綬
須賀	総夫		平10	秋	黄綬	村田	実	平17	春	黄綬
平田	忠雄		平10	秋	黄綬	竹内	英人	平17	秋	瑞宝中綬章
阿形		明	平10	秋	黄綬	平木	祐輔	平17	秋	瑞宝双光章
岩田		弘	平11	春	勲三瑞宝	渡辺	望稔	平17	秋	黄綬
鈴木	秀雄		平11	春	黄綬	岩上	昇一	平18	春	瑞宝双光章
杉村	興作		平11	春	黄綬	田中	正治	平18	秋	旭日小綬章
森		徹	平11	秋	黄綬					

(注) 黄綬…… 黄綬褒章
 藍綬…… 藍綬褒章
 紫綬…… 紫綬褒章
 紺綬…… 紺綬褒章
 勲 瑞宝…… 勲 等瑞宝章
 勲 旭日中…… 勲 等旭日中綬賞
 勲 旭日小…… 勲 等旭日小綬賞
 勲 双光旭日… 勲 等双光旭日章

P A会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正 5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	14年	山 田 正 実	清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	15年	山 田 正 実	湯 川 龍
7年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦	16年	沼 正 治	
10年	曾 我 清 雄	17年	沼 正 治	杉 村 信 近
11年	猪 股 淇 清			
	伊 東 栄 清 水 連 郎	昭和18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
12年	伊 東 栄 猪 股 淇 清	19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
	浅 村 三 郎	20年		沼 正 治
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	21年		田 代 久 平
	中 松 盛 雄			沼 正 治
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	22年		草 場 晁
	中 松 盛 雄			山 中 政 吉
15年	清 水 連 郎	23年	川 部 佑 吉	草 場 晁
昭和 2年	清 水 連 郎			山 中 政 吉
3年	伊 東 栄	24年	田 代 久 平	広 田 徹
4年	伊 東 栄 杉 村 信 近	25年		大 西 冬 蔵
5年	杉 村 信 近			田 代 久 平
6年	中 松 潤之助 草 場 九十九			広 田 徹
7年	中 松 潤之助 草 場 九十九	26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
8年	浅 村 良 次	27年	小 川 潤次郎	山 田 正 実
9年	浅 村 良 次 隅 田 秋二郎	28年		天 谷 次 一
10年	山 中 政 吉 草 場 晁			小 川 潤次郎
	隅 田 秋二郎	29年		天 谷 次 一
11年	田 代 久 平 草 場 晁			山 中 政 吉
	山 中 政 吉			
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄			
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎	昭和30年	川 部 佑 吉	山 中 政 吉

P A会関係歴代幹事長・理事（昭和31年以降）

年 度	P A会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 澗之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			横 畠 敏 介 中 松 澗之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏		井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡辺敬介	村田実
15年	本多一郎			福田伸一	大西正悟
16年	古関宏			井出正威	福田賢三
17年	狩野彰			岡部讓	谷義一
					一色健輔
18年	井出正威		本多一郎	会長	谷義一
					岡部讓
					渡邊敬介
19年	萩原康司	大西正悟	狩野彰		稲葉良幸

P A会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不 二 三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 清 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 潤 之 助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 潤 之 助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 実		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清 三 郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不 二 三	山 田 正 実				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不 二 三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不 二 三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清 三 郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不 二 三	
昭和22年	荒 木 友 之 助					
昭和23年	大 西 冬 蔵	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友 之 助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	横 畠 敏 介	大 野 龍 之 輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時 之 助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉 五 郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時 之 助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 一 悟 小 川 一 美	細 川 政 之 助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹 光明誠一
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助 高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文 大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎 横島敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿 田丸巖
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明 桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫* 西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介 清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫** 浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一 小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作 西立人
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢 緒方園子
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 藤代初男	大塚文昭 矢淵久成
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭 矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治 田中正治
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望 津田淳
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠式 江原望
昭和53年	中村純之助 増井忠式	坂田順一	桑原英明	菊池武胤 土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊東彰	井出直孝	栗田忠彦 清水徹男
昭和56年	阿形明(議長) 阿寺崎孝一	伊東彰	村木清司 井出直孝	大音康毅 井上義雄
昭和57年	影山一美 阿形明	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆 村木清司

昭和58年	野影一	間山色	忠一健	夫美舖	(副議長)	小池寛	鈴木秀	治雄	桑原尚	佐々木清	森隆徹**	野口良	加藤建	三二	松永宣	行賢三**		
昭和59年	西湯一	村本健	輝宏舖	男宏舖		須松永	賀永宣	夫行	平桑原	田原尚	忠雄	浅野村	良肇三	南野間	孝忠	夫夫		
昭和60年	立西湯	石村本	幸輝宏	宏男宏		杉須賀	村賀興	作夫	谷平田	田忠一	義雄	小浅塩	村豐肇	大南谷	孝保	夫夫		
昭和61年	岡飯小	部田塩	正伸豊	夫行豊	(議長)	岩大	本谷行	夫保	大立野	石善幸	夫宏	明杉石	昌興毅	戸谷水	辰義	男一		
昭和62年	吉神飯	村原田	貞伸	悟昭行		渡大岩	辺野本	望善行	加岡藤	部朝正	道夫	岩明井	秀昌生	福戸水	賢辰	三男		
昭和63年	森吉神	村原	貞	徹悟昭		渡渡	辺望	龍三郎	橋加本	藤正朝	男道	小岩杉	佳秀生	村福田	賢	実三		
平成元年	網森	野友	康徹	押本	泰彦	足立	泉	小橋今	橋本	正泰	明誠彦	杉高小	浦梨橋	正範	知夫	男		
平成2年	阿原西	形島村	典輝	明孝男		足網	野友	泉康	今押	本	誠彦	高小	梨橋	正	夫	明		
平成3年	荒山永	井内田	俊武三	之雄三郎		田阿原	中形島	正典	中足	村立	豊泉	舟今	橋栄	子誠	矢高	野梨	裕也	
平成4年	田神矢	中津野	正堯裕	治子也	(議長)	福山	村内直	樹雄	稲葉荒	井良俊	幸之	江中	原村	望豊	香舟	取橋	孝榮	雄子
平成5年	長谷加福	川藤村	直	穆卓樹		二稻	宮葉	正良	大江	垣原	孝望	木香	川取	幸孝	治雄	松田	嘉堯	夫子
平成6年	柳社松	田本嘉	征一夫	史夫	(副議長)	清水大	水垣邦	明孝	新長谷	川川	盛幸	小加	川藤	順三	阿二	部宮	和正	夫孝
平成7年	阿柳村	部田木	和征清	夫史司		新川渡	垣添辺	盛不美	小久門	川川	順三	清河	水野	邦明	社佐	本野	一邦	夫廣
平成8年	菊佐大	池野西	武邦正	胤廣悟	(副議長)	村加	木藤	清伸	川渡	添邊	不美	久上	門島	淳	河宇	野佐	昭利	昭二
平成9年	上加庄	島藤子	淳伸幸	一晃男		宇菊本	佐池多	利武敬	大小渡	塚島邊	文清敬	大佐久	西間	正	悟剛			
平成10年	大小長	塚林沼	文隆輝	昭夫夫		岡佐本	部間多	敬	小庄增	島子井	清幸忠	古杉山	関本	文正	宏一	紀		
平成11年	岡杉平山	部本木田	文祐正	讓一輔紀		大高福	島原田	厚千鶴	古田本	関中多	英一	小長增	林沼井	隆暉忠	夫	夫	式	

平成12年	大本島厚 高多一郎 見和一	昭雅明	高神原千鶴子 神林貞昭 神醜邦弘	田中英夫 井伸一	平木祐輔 醜翻邦弘	福田伸一 西富雅
平成13年	神原貞昭 小西富伸 井伸一	昭雅一	神林惠美子 醜翻邦弘	清水徹男 桜井周和 高見和	西岡邦昭 萩原康司 (副監事長)	井出正威 関正治
平成14年	清水徹男 関正治	昭雅一	西岡邦昭 浅村皓	井出正威 春日讓 日原望(監事)	桜井周矩 須田正義 小林純子	萩原康司 小野尚純(監事)
平成15年	浅村皓 中山健一	昭雅一	春日原讓 江原望(監事)	須田正尚 小野純	小林純子	狩野彰
平成16年	井河上義雄 合千明	昭雅一 (副議長)	狩野場玄 馬場隆夫 智哲彰	小福林純子 福島弘薰	中山健一 江原望(監事長)	越智隆夫 井忠式(監事)
平成17年	井河上義雄 飯田伸行	昭雅一 行輔**	越智隆夫 鴨田哲彰	河合千史 藤谷史克	馬場玄式 星野昇(監事)	福島弘薰 井忠式(監事長)
平成18年	飯田伸行 一色健彦	昭雅一 行輔**	鴨田哲彰 伊東克彦	藤谷史克 泉文結	星野昇(監事)	井忠式 上山浩
平成19年	伊東忠彦 一色健輔	昭雅一 彦輔	泉三上	白井伸一 市東篤	濱中淳宏	

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三宅 正夫(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄(評議委員) 田 中 博 次(評議委員) 小 橋 一 男(特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西村 輝男(臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中島 喜六	〔試験部会〕 岡部 正夫(臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田中 博次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義

48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時) (S49. 5. 8-S50. 3. 19)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1-S54. 3. 19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58.12.31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57.12.31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58.12.31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58.12.31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5.20~S62. 5.19) 岡 部 正 夫 (S60. 8.15~S62. 8.14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62.10.5~H 1.10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63.12.31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5.30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1.12.31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10-H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19-H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会] 谷 義 一 (常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 竹 内 英 人 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31) 星 川 和 男 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会] 大 塚 文 昭 (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会] 加 藤 朝 道 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30) 徳 永 博 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会] 村 木 清 司 (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会] 加 藤 朝 道 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30) 徳 永 博 任 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30) 小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30) 稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会] 谷 義 一 (臨時) (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会] 小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30) 稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30) 足 立 泉 (H13.12. 1~H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会] 松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会] 押 本 泰 彦 (臨時) (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会] 足 立 泉 柳 田 征 史</p>	<p>[産業構造審議会] 松 尾 和 子 (臨時) (H15.6~) 古 関 宏 (臨時) (H15.6~H16.6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員] 柳 田 征 史 松 永 宣 行 高 梨 範 夫</p>	
17年		
18年	<p>[弁理士試験委員] 福 田 賢 三 高 原 千 鶴 子 窪 田 英 一 郎</p>	<p>[産業構造審議会] 谷 義 一 神 原 貞 昭</p>
19年	<p>[弁理士試験委員] 阿 部 和 夫 小 林 純 子</p>	

P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を退会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。
- 3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

平成16年1月9日改正

(附則) この会則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

第1条 平成16年度の役員任期は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

第2条 平成16年度の会計年度は平成16年4月1日に始まり平成17年1月31日に終わる。

PA会慶弔規定

PA会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。

(1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。

(2) 春の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。会員の白寿、米寿の慶事についても同様とする。

(3) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、忘年会又は新年会を兼ねた祝賀会に招待し、祝意を表す。

(4) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送る。

2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。

(1) 下記の者が死亡したときは弔電による。

会員

PA会に貢献した会員の近親

会員以外の日本弁理士会（弁理士会を含む。以下同様）の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

(2) 下記の者が死亡したときは、弔電の他、花輪、生花又は香典を供する。

本会幹事長経験者

会員であって日本弁理士会の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士

PA会に貢献した会員

PA会に特に貢献した会員の近親

付記 日本弁理士会に貢献した会員、PA会に貢献した会員又はPA会に特に貢献した会員の近親への弔意並びに花輪、生花、香典の額は、PA会との関係、経歴等を考慮して幹事会が決定する。

平成4年3月6日制定

平成14年3月23日改正

PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知り合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものととして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.com>

更新：2007年9月

PA会入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ				生年月日
氏名				19 年 月 日
登録番号			紹介者	
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他 ()			
専門分野	ソフトウェア・バイオ・			
連絡先住所事務所名(会社名)	〒 -			
自宅	Tel		Fax	
入会希望作業部会	第1希望		第2希望	
入会希望同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボーリング・囲碁・ソフトボール・アウトドア・スクーバダイビング			
趣味				
弁理士会希望委員会	第1希望		第2希望	

PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ氏名					
登録番号					
変更の内容	氏名				
	事務所名(会社名)				
	住所	〒 -			
		Tel		Fax	
	自宅	Tel		Fax	
その他					

編 集 後 記

田 中 勲

ようやく発行まで漕ぎ着けました。本年は日本弁理士会の役員選挙の日程が例年よりも早まったため、その分会報の発行も前倒しになりましたが、何とか間に合いました。具体的な作業に取り掛かる前は、ホームページ（www.pa-kai.com）上の情報が充実してきている中、会報に独自色を持たせるにはどうしたらよいのか、などと偉そうな事を考えていたものの、結局答えらしきものは見出せず、従来のスタイルを踏襲したものに落ち着きました。

表紙の写真は、昨年引き続き松田嘉夫先生にご提供いただきました。幾つか候補を頂いた中で、上を見上げている姿が写っているものがあり、「向上」を示唆しているように感じました。弁理士法改正により登録後の義務研修が導入されましたが、研修を受けなければ仕方がないというような後ろ向きの見方をするよりも、更なるパワーアップの機会が与えられたと思いたい。表紙の写真は、そういう思いから採用しました。

最後に、原稿の執筆を引き受けて下さった先生方をはじめ、ご協力下さった多くの方々にお礼申し上げます。

—表紙の写真—

写真提供：松田 嘉夫 先生

写真の説明：那須塩原にて撮影。

ここ数年TVを通じて中東の荒涼とした風景を目にする機会が多い。それにつけ緑と水の豊かな国土に生まれた幸せを感じている今日この頃である。

PA 第26号

平成19年10月16日発行

発行者 P A会幹事長 萩原 康司

編 集 P A会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社 功 文 社

